

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

平成28年5月23日(月) 時点  
(総務省28-②)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策2: 行政評価等による行政制度・運営の改善				担当部局課室名	行政評価局総務課 他3課	作成責任者名	行政評価局総務課長 吉開 正治郎		
政策の概要	<p>政府内にあって、施策や事業の実施等を直接担当する各府省と異なる「いわば第三者的立場」から、次の活動を行う。                  【行政評価局調査】各府省の業務の実施状況についての全国的規模の調査により、課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善方策の提示や政府全体の統一性の確保などのための政策の評価を行う。                  【政策評価推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政府における政策評価の的確な実施を推進する。                  【行政相談】国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関等へのあっせん等により、個々の苦情の解決や行政の制度及び運営の改善を図る。</p>						分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	行政運営の改善に当たって、経済社会環境の変化に即した見直しや、国としての重点政策に係る府省横断的な課題把握などが求められている現状を踏まえ、行政評価局調査、政策評価推進及び行政相談の各機能発揮を通じて、行政機関の実施する業務の不断の見直し、質の向上、国民の行政に対する信頼の確保を図る。						政策評価実施予定時期	平成29年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度		
各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方策を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	<p>全国規模の調査に基づく勧告等に対する</p> <p>①改善措置率(平成26年度に2回目のフォローアップを実施した8本分)</p> <p>②改善措置によって実効が上がったものの割合(平成26年度に2回目のフォローアップを実施した8本分)                  &lt;アウトカム指標&gt;</p>	<p>①90.5%</p> <p>②49.3%</p>	26年度	<p>①91.5%以上</p> <p>②60.7%以上</p>	28年度	<p>①91.5%以上</p> <p>②60.7%以上</p>	<p>①91.5%以上</p> <p>②60.7%以上</p>	<p>①91.5%以上</p> <p>②60.7%以上</p>	<p>国の行政の質を向上させ、行政に対する国民からの信頼を確保するためには、行政評価局調査の勧告だけでなく、勧告を受けた各府省の改善の確保が求められている現状を踏まえ、勧告に対する関係府省の改善措置により、実際の行政上の課題・問題点が解消されることが重要であることから、本指標を設定した。                  数値は、各フォローアップにおける指摘事項のうち、①改善措置が採られたものの割合の平均、②実効が上がったものの割合の平均を、それぞれ記載している。                  目標値は、勧告した全事項について改善措置が実施され、実際の行政上の課題・問題点が解消されることを目指すこととなるが、改善又はその効果の発現に長期を要する事項等もあることから、勧告後2回目のフォローアップ時点で、過去3か年の実績(①:23年度94.0%、24年度91.8%、25年度88.7%、②:24年度69.0%、25年度63.7%、26年度49.3%)の平均値を上回ることを目標として設定した。</p>	

	<p>①</p> <p>行政評価局調査の迅速かつ的確な実施 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>【全国規模の調査】 平成25年度に着手した調査9本のうち6本については、26年度末までに勧告を実施。残る3本のうち2本については27年4月に、1本については10月に勧告等を実施。</p>	<p>26年度</p>	<p>【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計11本については、28年度末までの適期に勧告等を行う。また、28年度の新規着手テーマは、それぞれ29年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める（別紙参照）。</p>	<p>28年度</p>	<p>【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計9本については、26年度末までの適期に勧告等を行う。また、26年度の新規着手テーマは、それぞれ27年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める（別紙参照）。</p>	<p>【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計10本については、27年度末までの適期に勧告等を行う。また、27年度の新規着手テーマは、それぞれ28年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める（別紙参照）。</p>	<p>【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計11本については、28年度末までの適期に勧告等を行う。また、28年度の新規着手テーマは、それぞれ29年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める（別紙参照）。</p>	<p>本指標は、それぞれの調査テーマについて、調査の着手から結果の取りまとめに至るまでの進行管理を適切に行い、各テーマのねらいに応じた適期に勧告等を行うことは、行政評価局調査の実施による行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるものであることから設定した。目標値は、調査の着手から勧告までの期間を原則として12か月としていることから、同期間内の適期に勧告することを目標として設定した。</p>
<p>政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと</p>	<p>各府省の評価結果が施策の改善に結びついた割合 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>各府省が評価結果を受けて目標等を変更した施策※の割合：31%</p>	<p>26年度</p>	<p>26年度値から10ポイント増（41%）</p>	<p>28年度</p>	<p>26年度値から5ポイント増（36%）</p>	<p>26年度値から10ポイント増（41%）</p>	<p>38%</p>	<p>各府省の行う政策評価のあり方について、政策評価審議会政策評価制度部会において、平成28年2月に「目標管理型の政策評価の改善方策」及び「規制に係る政策評価の改善方策（中間取りまとめ）」を取りまとめ、各府省に示したところである。政策評価制度について、評価の質を向上させ、政策の見直し・改善により活用されることが求められている現状を踏まえ、本指標を設定した。</p> <p>目標値は、27年度からの政策評価審議会（下位に部会、WG）等において全体の施策の約1割について評価の在り方に係る改善方策を示すこととしていたことから設定したものであるが、28年度についても、政策評価審議会等において、政策評価手法の共通的な課題について個別事例に即して検討し、改善方策を示すこととしていることから、引き続き「各府省が評価結果を受けて目標等を変更した割合」の26年度値（31%）から10ポイント増と設定した。</p> <p>※施策の評価結果を受けて、当該施策の事前分析表の①目標、②測定指標又は③達成手段の見直しを行ったもの</p>

② 目標管理型の政策評価と規制の事前評価の質の向上に向けた検討 ＜アウトプット指標＞	目標管理型の政策評価について、①施策の特性に応じた評価、②目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化、③測定指標の定量化等が課題	27年度	目標管理型の政策評価について、審議会等の場を活用して、①施策の特性に応じた評価、②目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化、③測定指標の定量化等などの共通的な課題について個別事例に即して検討し、改善方を示す。	28年度	目標管理型の政策評価について、審議会等の場を活用して、①施策の特性に応じた評価、②目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化、③測定指標の定量化等などの共通的な課題について個別事例に即して検討し、改善方を示す。	0件	—	27年度当初、28年度の目標値については「目標管理型の政策評価について、審議会等の場を活用して目標設定の在り方等を個別事例に即して検討し、改善方を示した評価書数：30件」と設定していたが、27年度を通じ政策評価審議会政策評価制度部に設置された目標管理型評価ワーキング・グループにおいて、各府省の約500施策における具体的な事例について検討を進めた結果、①施策の特性に応じて目標管理型評価が活用されているか、②目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）が明確か、③目標・測定指標の定量化が適切かといった点について課題があると考えられるものが見受けられたことから、このような共通的な課題について平成28年2月に「目標管理型の政策評価の改善方策」をとりまとめ、各府省に示したところである。 目標管理型の政策評価を政策の見直し・改善に資するものとするために、このような共通的な課題について、28年度も引き続き目標管理型評価ワーキング・グループにおいて改善方策の検討を行うことから、このような最新の実態に即して目標を改めて設定。
	規制の事前評価について、費用や便益の定量化等が課題	27年度	規制の事前評価について、審議会等の場を活用して意思決定過程における評価の活用促進、メリハリのある評価といった観点から検討し、改善方策を取りまとめる。	28年度	規制の事前評価について、審議会等の場を活用して意思決定過程における評価の活用促進、メリハリのある評価といった観点から検討し、改善方策を取りまとめる。	6件	—	27年度当初、28年度の目標値については「規制の事前評価について、審議会等の場を活用して定量化の促進等共通する課題について検討し、改善方を示した評価書数：10件」と設定していたが、27年度を通じ政策評価審議会政策評価制度部に設置された規制評価ワーキング・グループにおいて、各府省の個別事例に即した検討を行った結果、複数の評価書において共通する課題が把握できたことから、6件の評価書に対し改善方を示すとともに、共通的な課題について平成28年2月に「規制に係る政策評価の改善方策（中間取りまとめ）」を取りまとめ、各府省に示したところである。 28年度は、規制評価ワーキング・グループにおいて、27年度に明らかになった共通的な課題を含め、意思決定過程における評価の活用促進、メリハリのある評価との観点から、規制の事前評価の質の向上に向けた検討を行うことから、このような最新の実態に即して目標を改めて設定。
点検を通じた2分野（租税特別措置等及び公共事業）に係る政策評価の質の向上に向けた取組 ＜アウトプット指標＞	客観性担保評価活動の一環として点検を実施している租税特別措置等及び公共事業に係る政策評価の点検について、点検の結果により確認される以下のもの ①当初から課題を指摘する必要のなかったものの割合：33% ②補足説明や評価書の修正を踏まえ、最終的に課題の残らなかったものの割合：53%	26年度	①42% ②57%	28年度	①38% ②56%	①42% ②57%	—	租税特別措置等に係る政策評価及び公共事業に係る政策評価の点検の結果、いまだ多くの評価書に課題がみられることを踏まえて、各府省が行う政策評価が客観的かつ厳格に実施されていることを測るものとして①を設定。 また、点検過程で各府省に補足説明や評価書の修正を求めた結果、情報の充実が図られていることを測るものとして②を設定。 数値は、租税特別措置等と公共事業の点検対象件数のうち、点検の結果、①当初から課題を指摘する必要のなかったものの割合、②補足説明や評価書の修正を踏まえ、最終的に課題の残らなかったものの割合を、それぞれ記載している。 基準値については、租税特別措置等と公共事業の26年度実績を合算したものを設定。それぞれ過去の改善率と同程度の改善が進捗していくものと仮定し、目標値については、直近の実績率に過去の改善率を加算し設定した。 なお、租税特別措置等については、27年度から共同要望で主管省庁ではない事項に係る事前評価書を点検の対象から除いており、26年度実績及び当該実績に基づく目標値についても当該件数を除いて改めて試算したため、数値を変更している。

行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進すること	③	<p>苦情あっせん解決率 ＜アウトカム指標＞</p>	94.9%	25年度	95%以上	28年度	95%以上	95%以上	95%以上	行政相談制度は、国の行政に関する苦情等を受け付け、必要なあっせんを行い、その解決を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるもの。この行政相談制度の目的を踏まえると、あっせんによりどの程度苦情が解決されたかを示すものが、測定指標として最も適切と考えられることから、あっせん解決率を主たる測定指標として設定。この測定指標の目標値については、27年度実績値が27年度目標値を達成していないため、28年度目標値は27年度目標値と同じとした。
		<p>中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数 ＜アウトプット指標＞</p>	47件	25年度	50件以上	28年度	50件以上	50件以上	50件以上	行政相談委員との協働を充実させながら、行政に対する国民の相談案件をできるだけ吸い上げ、行政相談委員から積極的に意見を出してもらい、これら相談案件などを必要に応じて行政苦情推進会議に付議してあっせん解決していくことは、制度の機能発揮の上で欠かせない。これらの活動を実測するものとして、①中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数、②行政相談の総処理件数及び③行政相談委員法第4条に基づく意見の処理件数を、従たる測定指標として設定。これら測定指標のうち、「中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数」と「行政相談委員法第4条に基づく意見の処理件数」の目標値については、27年度実績値が27年度目標値を達成していないため、28年度目標値は27年度目標値と同じとした。一方、「行政相談の総処理件数」については、27年度の目標値を達成したため、28年度の目標値は27年度実績を踏まえ設定した。
		<p>行政相談の総処理件数 ＜アウトプット指標＞</p>	168,076件	25年度	17.1万件以上	28年度	17万件以上	17万件以上	17.1万件以上	
		<p>行政相談委員法第4条に基づく意見の処理件数 ＜アウトプット指標＞</p>	276件	25年度	280件以上	28年度	270件以上	280件以上	280件以上	
					279件	167件（速報値）	—	（注）行政相談委員法第4条に基づく意見とは、行政相談委員が、総務大臣に対して、日常の行政相談業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べることができるというもの。		
年金記録に関するあっせん等を的確かつ迅速に実施することにより、年金制度に対する信頼回復に貢献すること	4	<p>年金記録に関するあっせん等の実施（申立事案が第三者委員会に転送されてから、あっせん等を行う）までに要する期間（全国平均） （特に前年度受付事案の処理完了時期（申立人側の事情等により処理を終えられないものを除く。））</p> <p>（測定方法） 全国9委員会3事務室（計12か所）ごとに、処理が終了した直近の事案について、事案の種類（※）ごとに5件ずつを調査対象事案とした事案処理期間調査結果に基づくもの</p> <p>※①国民年金あっせん事案、②国民年金訂正不要事案、③厚生年金あっせん事案、④厚生年金訂正不要事案の4種類</p>	<p>転送からあっせんまで109.5日 （平成24年度受付事案の処理完了時期 25年9月末）</p> <p>※平成25年度処理事案数は8,190件。調査対象事案数は全国計228件（1委員会当たり計20件。ただし、処理件数が少なく20件に満たない委員会があったため、240件に満たない）</p>	25年度	<p>転送からあっせんまで100日以内 （特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理）</p>	26年度	<p>転送からあっせんまで100日以内 （特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除いて、26年9月末までに処理を完了）</p>	<p>転送からあっせんまで100日以内 （特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理）</p>	<p>申立事案を迅速に処理することは、年金記録問題の早期解決に貢献し、年金制度に対する信頼回復につながるもの（平成25年度実績値を基準として目標値を設定（「転送からあっせんまで」は25年度実績より短縮。「平成25年度受付事案について遅くとも26年9月末までに処理」は25年度実績と同時期））。</p>	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※3)			関連 する 指標 (※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	行政評価等実施事業(総務本省) (昭和27年度)	後日記載		147百万円	1~3	後日記載	0002
(2)	行政評価等実施事業(管区行政評価局) (昭和27年度)			778百万円	1~3		0003
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関する内閣 の重要政策(施政方 針演説等のうち主な もの)	関係部分(抜粋)	
						後日記載	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

## (別紙1) 行政評価局調査テーマごとの進行管理に係る目標

調査の実施に当たっては、その結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行うとともに、予算に係る調査結果についてはその内容に応じて概算要求や予算編成過程、予算執行等適切な時期に勧告を行うなど、各調査の内容に応じて適時かつ適切な措置を講ずることとする。また、アンケート調査の結果を始め可能なものについては、調査途上であっても、まとめ次第、公表する。

## &lt;26年度から継続実施&gt;

※ 以下10本の調査について、勧告等実施済み。

- ・ 災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視 (H26.12～) : 平成27年7月24日勧告
- ・ グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査 (H26.8～) : 平成27年8月21日勧告
- ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査 (H26.12～) : 平成27年9月8日勧告
- ・ 食育の推進に関する政策評価 (H25.12～) : 平成27年10月23日大臣通知
- ・ 家畜伝染病対策に関する行政評価・監視 (H26.8～) : 平成27年11月6日勧告
- ・ 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視－鉄道施設の保全対策等を中心として－ (H26.8～) : 平成27年11月27日勧告
- ・ 世界文化遺産の保存・管理等に関する実態調査 (H26.12～) : 平成28年1月15日勧告
- ・ 職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－ (H26.8～) : 平成28年2月2日勧告
- ・ 一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視 (H26.12～) : 平成28年3月1日勧告
- ・ 地下街等地下空間利用施設の安全対策等に関する実態調査 (H26.12～) : 平成28年4月12日勧告

## &lt;27年度から継続実施&gt;

## ○地域活性化に関する行政評価・監視 (H27.4～)

本行政評価・監視は、地方都市の現況、地方都市における地域活性化の取組状況、国の支援施策の活用状況等を調査し、地域活性化の取組の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年5月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

## ○イノベーション政策の推進に関する調査 (H27.4～)

本調査は、我が国におけるイノベーション関連施策の現況・実施状況、効果の発現状況等を調査し、イノベーション政策の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

## ○有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視 (H27.4～)

本行政評価・監視は、有料老人ホームにおける施設の管理・運営状況、都道府県等における有料老人ホームに対する指導監督等の実施状況等を調査し、入居者の保護及び都道府県等による指導監督の適切な実施に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年6月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

## ○アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－ (H27.4～)

本行政評価・監視は、建築物の解体時等における飛散・ばく露防止対策の実施状況、災害時における飛散・ばく露防止対策の推進状況、建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握状況等を調査し、アスベストによる健康被害の防止に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

## ○発達障害者支援に関する行政評価・監視 (H27.8～)

本行政評価・監視は、発達障害者への各ライフステージにおける支援の実施状況等を調査し、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

## ○子育て支援に関する行政評価・監視－子どもの預かり施設を中心として－ (H27.8～)

本行政評価・監視は、市町村における子どもの預かり施設の整備状況、子どもの預かり施設における子育て支援サービスの提供状況、都道府県等における子どもの預かり施設に関する実態把握、指導監督等の実施状況等を調査し、子育て支援に係る取組の効果的な実施を推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

## ○グローバル人材育成の推進に関する政策評価 (H27.12～)

本政策評価は、グローバル人材育成の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成29年3月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

## ○がん対策に関する行政評価・監視 (H27.12～)

本行政評価・監視は、がんの早期発見のための取組の実施状況、がん医療の均てん化及び緩和ケアの推進状況、がん患者等に対する相談支援等の実施状況等を調査し、がん対策の効果的な実施を推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

## ○土砂災害対策に関する行政評価・監視 (H27.12～)

本行政評価・監視は、基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定の実施状況、情報伝達・警戒避難体制等の整備・周知状況及び土砂災害のおそれのある箇所における規制等の実施状況等を調査し、土砂災害防止法の改正等を踏まえた実効ある土砂災害対策をより一層推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

## ○森林の管理・活用に関する行政評価・監視 (H27.12～)

本行政評価・監視は、森林所有者など森林の基本的な情報の把握状況、森林経営計画に基づく森林施業の実施状況、木質バイオマス発電など新たな需要に対する木材の活用状況等を調査し、持続可能な森林経営により、森林の公益的機能の発揮を図り、新たな木材需要の拡大を推進する観点から実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

## ○個人情報の保護に関する実態調査 (H27.12～)

本実態調査は、行政機関及び独立行政法人等における個人情報の管理の状況等を調査し、個人情報の管理に関する国民の不安の解消を図るとともに、個人情報の適切な管理のための取組の促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

<28年度新規着手>

**○クールジャパンの推進に関する政策評価（H28.4～）**

本政策評価は、クールジャパンの推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものであり、平成29年3月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○買物弱者対策に関する実態調査（H28.4～）**

本実態調査は、国及び地方公共団体における買物弱者対策に資する事業の実施状況や、関係団体・事業者における買物弱者対策の取組状況等を調査し、買物弱者対策の実態を明らかにするとともに、効果的かつ持続的な取組の促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○貸切バス等の安全確保対策に関する行政評価・監視（H28.4～）**

本行政評価・監視は、貸切バス事業者及び旅行業者の法令遵守状況、これら事業者に対する指導・監督状況等を調査し、貸切バス等の安全対策の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○感染症対策に関する行政評価・監視（H28.8（予定）～）**

本行政評価・監視は、検疫所等における水際対策の実施状況、感染症発生時に備えた取組状況等を調査し、感染症対策の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○小型家電リサイクルの推進に関する行政評価・監視（H28.8（予定）～）**

本行政評価・監視は、使用済みの携帯電話、デジカメ、ゲーム機などの小型家電の再資源化に係る市町村の取組状況、回収方法・回収量と費用対効果の関係等を調査し、小型家電リサイクルの推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○申請手続等の見直しに関する調査（H28.8（予定）～）**

本調査は、申請手続等における戸籍謄本等提出書類の徴取状況、戸籍謄本等の提出書類における確認事項等について調査し、申請負担の軽減に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価（H28.12（予定）～）**

本政策評価は、農林漁業の6次産業化に関する政策・施策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものであり、平成30年3月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○いじめ防止対策の推進に関する調査（H28.12（予定）～）**

本調査は、いじめ防止対策の体制の整備状況、いじめ防止対策の実施状況、関係機関等の連携状況等を調査し、いじめ防止対策の推進に資するために実施するものであり、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○介護施策に関する行政評価・監視（H28.12（予定）～）**

本行政評価・監視は、介護離職・離職対策の状況、介護保険事業の実施状況等について調査し、介護施策の効果的な実施の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○公的住宅供給に関する行政評価・監視（H28.12（予定）～）**

本行政評価・監視は、公営住宅等の整備状況、公営住宅の管理・運営状況等を調査し、適切な公的住宅供給に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○公文書等管理に関する行政評価・監視（H28.12（予定）～）**

本行政評価・監視は、行政機関における行政文書の管理状況、独立行政法人・国立大学法人における法人文書の管理状況、国立公文書館等への移管の状況等を調査し、適切な公文書管理の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策4: 地域振興(地域力創造)				担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課	作成責任者名	自治行政局地域政策課長 滝川 伸輔	
政策の概要	「地域の元気創造プラン」の推進、定住自立圏構想の推進、過疎対策の推進等、地域の元気で日本を幸せにするための施策を展開する。						分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方圏において人口減少が急速に進む中、地域経済の好循環の拡大を図るため、「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、地域の資源と資金を活用して地域経済イノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、分散型エネルギーインフラや公共クラウドなどの民間活力の土台となる地域活性化インフラプロジェクトを推進する。また、過疎地域を含む条件不利地域において集落単位の活性化を図るため、民間活力を導入しながら生活支援機能を確保する。						政策評価実施予定時期	平成29年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>				
					27年度	28年度			
「地域の元気創造プラン」の推進により、地域経済イノベーションサイクルと民間活力の土台を構築し、地域の元気をつくること	①	地域経済循環創造事業交付金の経済効果 <アウトカム指標>	投資効果:2.1倍 地元雇用創出効果:3.6倍	24年度	平成24年度以上 28年度	24年度から27年度までの累積の投資効果及び地元雇用創出効果が24年度以上	24年度から28年度までの累積の投資効果及び地元雇用創出効果が24年度以上	地方圏において人口減少が急速に進む中、地域経済循環創造の取組が全国に広がることで、地域経済が活性化され、地域の元気が創造されると考えられることから、指標として設定。	
	2	分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン策定済団体数 <アウトプット指標>	14団体	26年度	34団体以上 28年度	29団体以上 28団体	34団体以上 —	地方圏において人口減少が急速に進む中、分散型エネルギーインフラなどの地域活性化インフラ・プロジェクトの実施により、民間活力の土台が創られ、地域の元気が創造されると考えられることから、指標として設定。	
過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数-転出者数)の割合 <アウトカム指標>	3		-0.62% (平成20~22年度の平均)	22年度	-0.62%以上 32年度	-0.62%以上	-0.62%以上	過疎地域において特に人口減少が進行していることを踏まえて、過疎市町村が主体的かつ創意工夫に富んだソフト・ハード事業等、当該地域の実情に応じた過疎対策に取り組むことで、過疎地域への転入者数の増加につながり、過疎地域の自立が促進されると考えられることから、指標として設定。目標年度は、過疎法の最終年度である平成32年度としている。	
	4	総人口に対する地方圏の人口割合 <アウトカム指標>	49%	22年度	平成22年度並み 27年度	平成22年度並み	—	地方圏において人口減少が急速に進む中、地方圏から三大都市圏への人口流出を極力抑え、需要と供給の両面から地方圏の経済成長を下支えすることが、地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定(地方圏の人口割合は国勢調査によって判明するため、目標年度は平成27年度としている。)	
	5	定住自立圏の協定締結等圏域数 <アウトプット指標> 【AP改革項目関連:地方行財政改革・分野横断的な取組⑫】 【APのKPI】	79圏域	26年度	140圏域 32年度	140圏域 (平成32年度までの目標値) 89圏域	—	人口減少が急速に進む地方圏においては、複数の自治体で役割分担・連携を図ることにより、圏域全体の生活機能を確保する必要があることから、定住自立圏の形成が重要である。そのため、定住自立圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数を指標として設定。目標年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に合わせ、平成32年としている。 【施策の達成状況を表すものとして、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】	



過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元気をつくること	6	子ども農山漁村交流プロジェクトへの参加児童割合 ＜アウトプット指標＞	0.89% (平成24～26年度の平均)	26年度	0.89%以上	28年度	0.89%以上	0.89%以上	地方圏において人口減少が急速に進む中、地方への新しい人の流れをつくるため、都市と農山漁村の交流や地域おこしに役立つ人材の活用を推進することで、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定。 地域おこし協力隊について、平成26年6月に安倍総理から「(平成28年までに)隊員数を3,000人にする」よう、総務大臣に指示があったところ。
	⑦	地域おこし協力隊員と集落支援員(専任)の合計人数 ＜アウトプット指標＞	2,369人	26年度	4,000人以上	28年度	4,000人以上		※子ども農山漁村交流プロジェクトの活動例: 小学校の児童を対象とした宿泊体験活動(農山漁村での自然体験、農林漁業体験等) ※地域おこし協力隊の活動例: 地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR、地域メディアやSNSなど使った情報発信等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、健康づくり支援や野生鳥獣の保護管理等の活動を実施 ※集落支援員の活動例: 集落への「目配り」として集落の巡回、集落点検(「人口・世帯数の動向」「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」などの項目について、市町村職員や住民と共に点検)を実施するとともに、集落の自主的活動への支援等を行う。
							3,619人	—	【参考】 (平成26年度値) 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 58,877人 (平成25年度値) 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 58,163人 地域おこし協力隊員と集落支援員(専任)の合計人数 1,719人 (平成24年度値) 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 62,389人 地域おこし協力隊員と集落支援員(専任)の合計人数 1,311人  ※平成27年3月末時点では地域おこし協力隊の任期終了者945名のうち、約6割(557人)が定住もしくは地域協力活動に従事している(平成27年度地域おこし協力隊の定住状況等に係るアンケート結果)。
8	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数 ＜アウトプット指標＞	848件 (平成24～26年度の平均)	26年度	850件以上	28年度	848件以上	850件以上	まち・ひと・しごと総合戦略においても中心市街地活性化が地方創生の一環として重要な施策に位置づけられ、中心市街地での周遊や新規出店を促す仕組みが重要であることを踏まえ、地方公共団体が中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業を積極的に実施することにより、地域振興が促進されると考えられることから、指標として設定。	
多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること	⑨	JETプログラムの招致人数 ＜アウトプット指標＞	JETプログラムの招致人数4,476人 (平成26年7月1日現在)	26年度	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	28年度	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	外国語教育の推進及び外国人材の活用等の施策が推進されていることを踏まえて、JETプログラムを通じた外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流の充実、多文化共生に関する計画・指針等の策定による計画的・総合的な多文化共生の推進等により、地域の国際化が促進されると考えられることから、指標として設定。
	10	「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況 ＜アウトプット指標＞	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合82% (平成26年4月1日現在)	26年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合85%以上	28年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合85%以上	83% (平成27年4月1日現在)	※JETプログラムは、「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略称で、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下、地方公共団体を実施している事業であり、海外から招致した外国青年が、日本全国の学校での語学指導に従事したり、自治体での国際交流事業に携わることににより、地域の住民と様々な形で交流を深めている。

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額) <sup>(※3)</sup>			関連する 指標 <sup>(※4)</sup>	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
	26年度	27年度	28年度			
(1) 地域振興に必要な経費(「地域経済循環の創造」の推進に要する経費、過疎地域振興対策に要する経費、定住自立圏構想推進費等除く。)	後日記載		89百万円	6~10	後日記載	0010
(2) 「地域経済循環の創造」の推進に要する経費(平成24年度)			2,110百万円	1		0011
(3) 過疎地域振興対策等に要する経費(昭和46年度)			732百万円	3		0012
(4) 定住自立圏構想推進費(平成21年度)			6百万円	5		0013
(5) 「分散型エネルギーインフラ」プロジェクトの推進に要する経費(平成25年度)			260百万円	2		0015
(6) 都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費(平成25年度)			30百万円	6		0016
(7) 暮らしを支える地域運営組織のあり方に関する調査研究事業に要する経費(平成26年度)			—	—		0017
(8) 機能連携広域経営推進調査事業に要する経費(平成26年度)			7百万円	—		0021
(9) 地方への移住・交流の推進に要する経費(平成26年度)			109百万円	—		0022
(10) 地域おこし協力隊の推進に要する経費(平成26年度)			128百万円	7		0023
(11) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会及びラグビーワールドカップ2019を通じた地域活性化に要する経費(平成27年度)			14百万円	—		新27-0001
(12) 条件不利地域における日常生活機能確保のための実証事業に要する経費(平成27年度)			9百万円	3		新27-0002
(13) 地域活性化・地域住民生活等緊急支交代付金に必要な経費(内閣府からの移替え)(平成26年度)(平成27年9月30日追記)			—	—		内閣府
(14) 地域活性化・効果実感臨時交付金に必要な経費(内閣府からの移替え)(平成25年度)(平成27年9月30日追記)			—	—		内閣府
過疎地域自立促進特別措置法(平成12年)	—	—	—	3	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与する。	
中心市街地の活性化に関する法律(平成10年)	—	—	—	7	中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する。	

政策の予算額・執行額

## 後日記載

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 3[1] まち・ひと・しごと創生(地方創生の深化) (略)生活経済実態に即した新たな「圏域」づくり(「広域圏域」から「集落生活圏」まで)が重要となる。 3[2] 地域活性化 地方公共団体が核となって、地域の総力を挙げて地域経済好循環拡大に向けた取組を推進し、雇用や所得の充実とエネルギー価格の変動等にも強い地域への転換を図る。このため、産学官の連携により、雇用吸収力の大きい企業の創出、分散型エネルギーインフラプロジェクトの産業化を目指した全国展開、自治体インフラの民間開放(中略)等による地域産業の創業・再生や地産地消の資金循環の促進等を進める。(中略) 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展にも留意しつつ、集落生活圏における基幹集落への各種機能・サービスの確保・集約や周辺集落との交通ネットワークの確保等による「小さな拠点」の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。
「日本再興戦略」改訂2015	平成27年6月30日	第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 6(2)(地域活性化施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームを構築) 本年6月時点で、(中略)定住の受け皿としての定住自立圏が90圏域形成された。 6(3)⑦(地域の創業支援ネットワークの構築と女性・若者の創業支援) 地域の経済構造改革のためには、自治体インフラの民間開放も含めた地域密着型の創業が重要 二. 戦略市場創造プラン テーマ2(3)②環境・エネルギー制約から脱却した社会の実現 省エネルギー、再生可能エネルギー、水素・燃料電池技術などの低炭素技術を組み合わせた、環境負荷の低減や地域経済の好循環拡大に資する地域分散型エネルギーシステムの実現を関係府省庁や地方自治体等の連携の下で推進
まち・ひと・しごと創生基本方針2015	平成27年6月30日	II. 3. ③新たな「圏域」づくり 「広域圏域」という観点からは、連携中枢都市圏や定住自立圏の形成等を積極的に推進する(中略)。また、中山間地域等においては、「小さな拠点」の形成により、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要となる。 III. 1. (1)⑤地域の総力を挙げて地域経済好循環拡大に向けた取組 ◎地域の総力を挙げた取組 ・生産性の高い新事業を立ち上げる「ローカル10,000 プロジェクト」、バイオマスなどの地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げる「分散型エネルギーインフラプロジェクト」、地方公共団体が保有する公共施設や情報システムを活用して地域産業の生産性向上を支援する「自治体インフラの民間開放」などの地域経済好循環拡大の取組について、地方公共団体と産官学官等との連携を含めて体制を整備し、地域の総力を挙げて取り組む。 III. 2. (1)地方移住の支援 ◎地方居住の気運の醸成 ・「『そうだ、地方で暮らそう!』国民会議」行動宣言に基づき、地方居住推進に向けた国民的な気運を高めるための運動を展開する。また、都市農村交流を推進する。更に、「地域おこし協力隊」を拡充する。 III. 4. (1)②まちづくりにおける地域連携の推進 (略)定住自立圏が果たすべき人口のダム機能に関する検証を十分に行い、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築する。 ◎取組成果の再検証(定住自立圏) ・定住自立圏については、人口の観点を含めこれまでの取組成果について再検証を行い、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施する。 III. 4. (2)⑤中山間地域等における施策の位置付け 中山間地域等においては、その多面的機能の発揮を促進する施策と併せ、自立的発展を促進する必要がある。

		<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)</p>	<p>平成27年12月24日</p>	<p>Ⅲ. 3. (1)①地域の総力を挙げた取組  地域経済の好循環拡大のためには、地方公共団体が核となって、地域の総力を挙げて生産性の高い企業を次々と立ち上げることが必要である。このため、地域の資源と資金を活用し、地域密着型企業を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進する。地域金融機関の事業性評価による融資を活用して、個々の地方公共団体の事業の立ち上げを支援するため、地域経済循環創造事業交付金をこれまで281事業に交付決定している。(中略)また、地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げてプロジェクトを推進し、バイオマス等の地域資源を活用して地域エネルギー企業を立ち上げる「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を推進(後略)</p> <p>Ⅲ. 3. (2)②地方居住の本格推進(都市農村交流、「お試し居住」を含む「二地域居住」の本格推進、住み替え支援)  地方居住の気運の醸成を図っていくとともに、都市と農山漁村の交流における各分野の連携プロジェクト等(中略)の取組を推進していく。</p> <p>Ⅲ. 3. (2)④「地域おこし協力隊」の拡充  隊員の確保に向けて大学生をはじめとする若者、転職希望の社会人などに向けた広報の強化を図るとともに、隊員の活動内容の向上や地域への定住・定着の促進を図るため、隊員向けの初任者研修、起業・事業化のための研修等の充実、地域の受入体制や隊員の起業・事業化の支援、全国サミットの開催など隊員間の交流促進により、事業を一層推進していく。</p> <p>Ⅲ. 3. (4)(ア)まちづくり・地域連携  定住自立圏の形成等を引き続き推進するため、人口の観点を含めこれまでの定住自立圏の取組成果について再検証を行い、その結果を踏まえ、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施する。これらを通じ、2020年には定住自立圏の協定締結等圏域数を140圏域とすることを目指す</p>
		<p>経済・財政再生アクション・プログラム</p>	<p>平成27年12月24日</p>	<p>Ⅲ. 3. (4)(イ)まちづくり・地域連携  3. 主要分野毎の改革の取組  [3] 地方行財政改革・分野横断的な取組  (3) 地方行政分野における改革</p>

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

# モニタリング

## 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

平成28年5月23日(月) 時点  
(総務省28-⑤)

政策(※1)名	政策5: 地方財源の確保と地方財政の健全化				担当部局 課室名	自治財政局財政課 他4課			作成責任者名	自治財政局財政課長 前田 一浩	
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。				年度ごとの目標(値)	年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>			分野【政策体系上の 位置付け】	地方行財政	
基本目標【達成すべき 目標及び目標設定の 考え方・根拠】	極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方公共団体の安定的な財政運営に資するため、必要となる地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。					27年度	28年度	29年度	政策評価実施 予定時期	平成30年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標 は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)	年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係) 及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
					基準年度	目標年度	27年度		28年度	29年度	
安定的な財政運営に 必要な地方財源を確保すること	① 一般財源総額 一般財源比率 <アウトカム指標>	平成27年度一般財源総額 (通常収支分)61兆5,485億円 (水準超経費除き60兆1,685億円) 平成27年度一般財源比率 (通常収支分)66.9%	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。	29年度	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。	平成28年度一般財源総額 (通常収支分)61兆6,792億円 (水準超経費除き60兆2,292億円) 平成28年度一般財源比率 (通常収支分)67.5%	—	—	極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保する必要があることから、指標として設定。【測定指標2の地方債依存度について、APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】  【参考(平成25年度実績)】 平成26年度一般財源総額 (通常収支分)60兆3,577億円 (水準超経費除き59兆4,277億円) 平成26年度一般財源比率 (通常収支分)65.7% 平成25年度一般財源総額 (通常収支分)59兆7,526億円 (水準超経費除き59兆26億円) 平成25年度一般財源比率 (通常収支分)65.4% 平成24年度一般財源総額 (通常収支分)59兆6,241億円 (水準超経費除き58兆9,741億円) 平成24年度一般財源比率 (通常収支分)65.3%		
	2 地方債依存度 <アウトカム指標> 【AP改革項目関連:地方 財政改革・分野横断的 な取組①】 【APのKPI】	平成27年度地方債依存度 (通常収支分)11.1%	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。	29年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。	平成28年度地方債依存度 (通常収支分)10.3%	—	—	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。		
	3 借入金残高 <アウトカム指標>	平成27年度末見込み 199兆円	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。	29年度	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。	平成28年度末見込み 195.8兆円	—	—	平成26年度地方債依存度 (通常収支分)12.7% 平成25年度地方債依存度 (通常収支分)13.6% 平成24年度地方債依存度 (通常収支分)13.6%  借入金残高 平成26年度末見込み 200兆円 平成25年度末見込み 201兆円 平成24年度末見込み 201兆円		
	4 地方財政対策の状況 <アウトカム指標>	平成27年度財源不足額(通常収支分)7兆8,205億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 2兆5,155億円 ・臨時財政対策債の発行 4兆5,249億円 ・財源対策債の増発 7,800億円	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。	29年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。	平成28年度財源不足額(通常収支分)5兆6,063億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 7,536億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆5,133億円 ・財源対策債の増発 7,900億円	—	—	平成26年度財源不足額(通常収支分)10兆5,938億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 4兆2,186億円 ・臨時財政対策債の発行 5兆5,952億円 ・財源対策債の増発 7,800億円 平成25年度財源不足額(通常収支分)13兆2,808億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6兆2,676億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆2,131億円 ・財源対策債の増発 8,000億円 平成24年度財源不足額(通常収支分)13兆6,846億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6兆7,313億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆1,333億円 ・財源対策債の増発 8,200億円		
	5 東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置の実施 <アウトカム指標>	震災復興特別交付税 平成27年度(当初)5,898億円	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう適切に対応する。	29年度	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう適切に対応する。	震災復興特別交付税 平成28年度(当初)4,802億円	—	—	※臨時財政対策債:地方財源の不足に対処するため、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される地方債。 ※財源対策債:地方財源の不足に対処するため、投資的経費に対する充当率を臨時的に引き上げるために発行される地方債。  震災復興特別交付税 平成26年度(当初+補正)5,750億円 平成25年度(当初+補正)6,627億円 平成24年度(当初+補正)6,704億円		

<p>地方財政の健全化を推進すること</p>	<p>6</p>	<p>実質公債費比率等の状況 〈アウトカム指標〉</p> <p>○平成25年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県13.5%、市町村8.6% ・将来負担比率 都道府県200.7%、市町村51.0%</p> <p>○平成25年度末における財政健全化団体等の数(平成25年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 17団体(18公営企業会計)</p> <p>○平成25年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 7団体(7公営企業会計)</p> <p>○平成25年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 5団体(5公営企業会計)</p>	<p>26年度</p> <p>実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。</p>	<p>29年度</p>	<p>実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。</p> <p>○平成26年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県13.1%、市町村8.0% ・将来負担比率 都道府県187.0%、市町村45.8%</p> <p>○平成26年度末における財政健全化団体等の数(平成25年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 17団体(18公営企業会計)</p> <p>○平成26年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 2団体</p> <p>○平成26年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 2団体(5公営企業会計)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要があることから、指標として設定。</p> <p>【参考(平成25年度実績)】</p> <p>○平成24年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県 13.7% 市町村 9.2% ・将来負担比率 都道府県 210.5% 市町村 60.0%</p> <p>○平成23年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県 13.9% 市町村 9.9% ・将来負担比率 都道府県 217.5% 市町村 69.2%</p> <p>○平成22年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県 13.5% 市町村 10.5% ・将来負担比率 都道府県 220.8% 市町村 79.7%</p> <p>○平成24年度末における財政健全化団体等の数(平成24年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 2団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 19団体(20公営企業会計)</p> <p>○平成23年度末における財政健全化団体等の数(平成23年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 2団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 27団体(32公営企業会計)</p> <p>○平成22年度末における財政健全化団体等の数(平成22年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 6団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 32団体(38公営企業会計)</p> <p>○平成24年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 11団体(12公営企業会計)</p> <p>○平成23年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 4団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 5団体(6公営企業会計)</p> <p>○平成22年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 7団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 7団体(10公営企業会計)</p> <p>○平成24年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 1団体(1公営企業会計)</p> <p>○平成23年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 5団体(5公営企業会計)</p> <p>○平成22年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 2団体(2公営企業会計)</p>
------------------------	----------	--	---	-------------	--	----------	----------	---

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額) <sup>(※3)</sup>			関連する指 標 (※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号	
	26年度	27年度	28年度				
(1) 地方財政制度の整備に必要な経費(昭和23年度)	後日記載			50百万円	1~6	後日記載	0022
(2) 地方交付税交付金及び地方特例交付金に必要な経費				後日記載			1,4,5
(3) 地方交付税法(昭和25年)	—	—	—	1~5	内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。		
(4) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年)	—	—	—	6	地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。		
政策の予算額・執行額	後日記載			政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					後日記載		

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

# モニタリング

## 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

平成28年5月23日(月) 時点

(総務省28-⑥)

政策(※1)名	政策6:分権型社会を担う地方税制度の構築			担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室	作成責任者名	自治税務局企画課長 開出 英之				
	政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。					分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政			
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方分権の推進の観点からは、地方団体が提供する行政サービスの財源については、できるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいが、多くの地方団体において必要な財源を確保することが困難な状況にある。そこで、自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する。また、公共サービスの対価を広く公平に分かち合うという地方税の応益課税を強化する。					政策評価実施 予定時期	平成29年8月				
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠				
				年度ごとの実績(値)(※2)							
		基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度					
地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること	①	国・地方間の税源配分比率 <アウトカム指標>	国:地方 = 58.2:41.8 (平成24年度決算)	25年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	28年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	国:地方 = 59.6:40.4 (平成25年度決算)	国:地方 = 61.6:38.4 (平成26年度決算)	—	国と地方の税源配分については、国と地方の役割分担に応じた税源配分とすることが望ましい。 地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方を見直しによって、地方への税源配分比率が高まることとなるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。  【参考】 (平成23年度決算)国:地方=57.4:42.6 (平成22年度決算)国:地方=56.5:43.5
	②	歳入総額に占める地方税の割合 <アウトカム指標>	地方税の割合 34.5% (平成24年度決算)	25年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	28年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	地方税の割合 35.0% (平成25年度決算)	地方税の割合 36.0% (平成26年度決算)	—	地方団体が提供する行政サービスの財源はできるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいことから、地方税を充実させ、税収が安定的な地方税体系を構築することによって、歳入総額に占める割合が増加するため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。  【参考】 (平成23年度決算)34.1% (平成22年度決算)35.2%
	③	地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較 <アウトカム指標>	最大値/最小値 2.5倍 (平成24年度決算)	25年度	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。	28年度	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。	最大値/最小値 2.6倍 (平成25年度決算)	最大値/最小値 2.6倍 (平成26年度決算)	—	地域間の財政力格差が拡大しないよう、税源の偏在性を小さくする必要があり。都道府県別人口一人当たり税収額の比較は、税源の偏在性を示す一つの目安となるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。  【参考】 (平成23年度決算)最大値/最小値 2.5倍 (平成22年度決算)最大値/最小値 2.6倍
住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	④	地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組 <アウトプット指標>	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 9項目 (平成26年度税制改正による導入数 5項目)	25年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。	28年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 17項目 (平成27年度税制改正における導入数 8項目)	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 22項目 (平成28年度税制改正における導入数 5項目)	—	地方団体の自主性・自立性を一層高め、地域の実情に対応した政策を展開していくことが理想である。地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で取り組むことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると思われるため、指標として設定。「(地域決定型地方税制特例措置)とは、国が一律に定めていた特例措置の内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み」 なお、平成26年度の実績及び【参考】の平成25年度税制改正における導入数については、記載誤りのため訂正している。  【参考】 (平成25年度税制改正における導入数)2項目 (平成24年度税制改正における導入数)2項目
	⑤	地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策減税措置」の項目数 <アウトプット指標>	54項目を見直し(うち5項目を廃止・縮減) (平成26年度税制改正)	25年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	28年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	66項目を見直し(うち14項目を廃止・縮減) (平成27年度税制改正)	65項目を見直し(うち26項目を廃止・縮減) (平成28年度税制改正)	—	税負担軽減措置等は、地方団体が提供する行政サービスの財源としての地方税を減収させる要因の一つであることから、適用僅少の特例等であるか、適宜その実態の透明化を図ることが望ましい。税負担軽減措置等を見直すことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると思われるため、指標として設定。  【参考】 (平成25年度税制改正)62項目を見直し(うち16項目を廃止・縮減) (平成24年度税制改正)46項目を見直し(うち15項目を廃止・縮減)



達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) <sup>(※3)</sup>			関連する 指標 <sup>(※4)</sup>	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号						
		26年度	27年度	28年度									
(1)	地方税制度の整備に必要な経費(昭和25年度)	後日記載		35百万円	1~5	後日記載	0023						
(2)	ふるさと納税の手続き簡素化及びPR(平成26年度)			—	—		—	0024					
(3)	地方税法(昭和25年)	—	—	—	1~5	地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。							
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">後日記載</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	後日記載			
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)											
後日記載													

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

# モニタリング

## 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

平成28年5月23日(月) 時点

(総務省28-⑪)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策11:放送分野における利用環境の整備				担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他5課室			作成責任者名	情報流通行政局 総務課長 椿 泰文
政策の概要	メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。								分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	放送分野は技術革新やそれに伴う環境変化が急速であるとともに、国民のニーズも多様化している現状にあることを踏まえ、国民生活の利便性等の向上を図るため、放送制度の必要な見直しを検討・実施する。また、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることにより、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させ、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させることが重要となっている。このような現状を踏まえ、これらに対応するため、国として必要な国際放送の実施を日本放送協会(NHK)へ要請し、我が国の対外情報発信力を強化する。								政策評価実施予定時期	平成30年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>					
					27年度	28年度	29年度			
放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等を図り、国民生活の利便性の向上等に寄与すること	① 施策目標を達成するための放送制度の在り方等についての検討の実施 <アウトプット指標>	・経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持株会社の認定要件の緩和及び、日本放送協会(NHK)による国際放送の番組の国内提供やインターネット活用業務に係る規制緩和を内容とした「放送法及び電波法の一部を改正する法律」の施行に伴う政省令の改正。  ・有料放送サービスの受信者保護について、契約締結書面の交付の義務付け、初期契約解除制度の導入、不実広告や事実不告知の禁止等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。	26年度	29年度	社会経済状況等の変化等に対応するために、有料放送サービスの受信者保護等に関し、必要な制度整備を実施。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	放送分野は技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、国民のニーズも多様化しているところ、これらに適時適切に対応していくことが求められている。このような現状を踏まえ、放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等を実施することは、国民生活の利便性の向上等に寄与することから、指標として設定。		

<p>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図ること</p>	<p>2 臨時災害放送局の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等の実施回数 &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>大規模災害の発生時において自治体等が迅速に臨時災害放送局(※)を開設できるよう、平時からの送信点の調査や運用訓練等の実施について検討。</p> <p>※ 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的に地方公共団体を免許人として臨時に開設される超短波(FM)放送局。東日本大震災に際しては、28の市町において開設された。</p>	<p>26年度</p>	<p>機器配備の総合通信局(4局)において、少なくとも各年度2回の送信点調査、運用訓練等の実施。</p>	<p>29年度</p>	<p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)</p>	<p>東日本大震災に際しては、被害情報、避難情報等の提供手段として各自治体等が臨時災害放送局を開設し、被災者の生活安定等に大きく寄与したが、開設までに時間を要する自治体もあったところ。そうした現状にあることを踏まえ、各自治体等が大規模災害時に避難情報等一刻を争う情報などの迅速な提供を行うためには、平時において事態を想定した訓練や効率的な運用を可能とする送信設備の設置場所等の選定が重要であることから、調査及び訓練等の実施回数について指標として設定。</p>
<p>我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること</p>	<p>3 テレビ国際放送の受信環境整備状況 &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。NHKにおいてテレビ国際放送の受信環境を整備。</p>	<p>26年度</p>	<p>引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。</p>	<p>29年度</p>	<p>ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。</p>	<p>ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。</p>	<p>ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。</p>	<p>NHKが平成21年2月から新たな外国人向けテレビ国際放送を開始し、我が国の対外情報発信力を強化したところであるが、海外視聴者を増やして外国人向けテレビ国際放送の充実を図るためには、その受信環境整備(現地の衛星放送やケーブルテレビにおけるチャンネルの確保等)を推進することが重要であることから、指標として設定。</p> <p>【参考】各年度の受信可能世帯数 平成27年度:約2.1億世帯 平成26年度:約2億世帯 平成25年度:約1.9億世帯 平成24年度:約1.6億世帯</p> <p>【参考】各年度のNHKの国際放送実施経費 平成28年度:約302.2億円(予算額) 平成27年度:約279.3億円(予算額)(※公表時まで、決算額に更新します。平成28年6月にNHKにおいて公表予定) 平成26年度:約217.0億円(決算額) 平成25年度:約205.0億円(決算額)</p>
<p>被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保すること</p>	<p>4 自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>19%</p>	<p>25年度</p>	<p>100%</p>	<p>30年度</p>	<p>30%</p>	<p>60%</p>	<p>80%</p>	<p>ラジオは災害時における有用性が強く認識されたが、同時に、低地・水辺に立地する中波(AM)送信所の防災対策の必要性が明らかになったことを踏まえ、「国土強靱化アクションプラン2014(平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定)」では、平成30年度を目処として、自然災害の被害を受ける可能性が高く、災害発生時に放送の継続が困難となる可能性が高い送信所を保有しているラジオ放送事業者において、親局の移転・FM補完局の整備等の取組を進めていくこととしている。</p> <p>当該取組により、被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保することが可能となることから、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備を指標として設定。</p> <p>(参考値) 平成27年度 55% 平成26年度 45% 平成25年度 19%</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) <sup>(※3)</sup>			関連する 指標 <sup>(※4)</sup>	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号	
		26年度	27年度	28年度				
(1)	放送政策に関する調査研究 (平成19年度)	後日記載		45百万円	1	後日記載	0098	
(2)	国際放送の実施 (昭和26年度)			3,544百万円	3		0099	
(3)	地域ICT強靱化事業(地方) (平成26年度)			3百万円	2		0100	
(4)	放送法 (昭和25年)	—	—	—	1	次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る。 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。  当該法律に基づき、国民生活の利便性等の向上を図ることを目的に、放送制度の必要な見直しを検討・実施。		
(5)	放送ネットワーク災害対策用設備等に係る課税標準の特例措置 (固定資産税) (平成26年)	—	—	—	4	ラジオ放送事業者が災害対策のために取得した予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等)(償却資産に限る。)について、取得後3年度分、課税標準を3/4とする。※自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る。		
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					—	—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

# モニタリング

## 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

平成28年5月23日(月) 時点

(総務省28-12)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策12:情報通信技術利用環境の整備			担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他6課室 電波部 電波政策課 他3課 情報流通行政局 地域通信振興課 沖縄情報通信振興室	作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課長 秋本 芳徳 電波部電波政策課長 田原 康生		
政策の概要	電気通信事業分野における公正競争ルールの整備等により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進するとともに、引き続きブロードバンドの整備促進、無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応により情報通信基盤の利用環境の確保を図る。 また、利用者からの苦情・相談、迷惑メール対策やインターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報対策の促進、ネットワークの安全・信頼性の向上等の推進により、安心・安全な利用環境の確保を図る。 これらにより、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展を実現する。					分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	モバイル通信や光ファイバ等においてブロードバンド環境が整備されている現状を踏まえて、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展のため、電気通信市場の一層の競争促進を図ることによる料金の低廉化・サービスの多様化など利用者の利便性の向上、ブロードバンド基盤の整備促進により誰もがICTの恩恵を享受できる環境、無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応、利用者からの苦情・相談等への対応、ネットワークの安全・信頼性の向上等による安心・安全なインターネット環境等を実現。					政策評価実施予定時期	平成30年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>				
		基準年度	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度	
①	OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり料金)のランキング ＜アウトカム指標＞	25年度	1位(2012年9月時点。2013年7月公表)(OECD通信白書の発行が隔年のため、最新のデータを記載。)	1位を引き続き維持	29年度	1位を引き続き維持	1位を引き続き維持	1位を引き続き維持	低廉かつ高速のブロードバンド環境の実現については、国際的な視点からその状況を確認することが重要であることを踏まえて、ランキング上位であればあるほど、公正な競争条件の確保等の競争政策の推進により、低廉かつ高速のブロードバンド環境が一層進展していると考えられることから、指標として設定。  (参考) OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり) :1位(2012年9月時点。OECD通信白書2013)
2	公正な競争促進に向けた取組 ＜アウトプット指標＞	26年度	・平成26年10月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2013」を公表。 ・平成26年12月、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」情報通信審議会答申。 ・光回線の卸売サービス等に関する制度整備、禁止行為規制の緩和、携帯電話網の接続ルールの充実、電気通信事業の登録の更新性の導入等(合併・株式取得等の審査)を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。	・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。 ・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成27年5月公布)の施行に向け、電気通信事業の公正な競争の促進のための制度整備を行う。	29年度	・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。	・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。	・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。	電気通信事業分野は技術革新のスピードが速く、急速な市場の変化に柔軟かつ迅速に対応することが求められている現状を踏まえて、電気通信市場の動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、競争環境の変化に応じて制度改正を行う等の公正な競争促進に向けた取組により、利用者の利便性向上の実現等が期待されることから、指標として設定。

・平成27年9月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2014」を公表。

・調査研究の成果を基に、平成28年度接続料の算定方法について検討を行い、情報通信行政・郵政審議会の答申（平成27年12月）を踏まえ、接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の改正等の制度整備を実施（平成28年1月13日公布）。

・電気通信事業の公正な競争の促進のため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）」の施行に伴い必要となる規定の整備等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成28年政令第40号）」を平成28年2月3日に、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第30号）」等を平成28年3月29日に公布。

	<p>③ 訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境の実現に向けた取組 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>・平成26年6月に「SAQ2 JAPAN Project」※を公表。 ※2020年東京オリンピック・パラリンピック以降の我が国の持続的成長も見据え、訪日外国人にとって「選べて」「使いやすく」「日本の魅力が伝わる高品質なICT利用環境を実現するためのアクションプラン」。</p> <p>・無料公衆無線LAN環境の整備を促進するため、「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を設立。 ・本協議会の場において、無料公衆無線LANの整備状況の把握を目的とするアンケート調査、先例事例の共有及び訪日外国人が無料で公衆無線LAN環境を利用できるスポットに対する視認性の向上を目的とする共通シンボルマークの導入及び利用手続きの簡素化に係る検討を実施し、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組んだ。</p>	26年度	<p>・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。</p>	29年度	<p>・無料公衆無線LAN環境の整備促進に向け、訪日外国人の動線に沿い利用が見込まれる地点を念頭に無料公衆無線LANの整備方針の作成や利用開始手続きの簡素化・一元化に係る実証実験、海外向け周知・広報の更なる推進を行い、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。</p> <p>・無料公衆無線LAN整備促進協議会幹事会を平成28年1月12日に開催し、整備の方向性を明らかにするとともに各PTIにおける進捗状況や実証実験の進め方について関係者間で共有。</p> <p>・上記を踏まえ平成28年2月19日に、今後の取組の方向性について「利用しやすく安全な公衆無線LAN環境の実現に向けて～訪日外国人に対する無料公衆無線LANサービスの利用開始手続きの簡素化・一元化の実現等に向けた取組方針～」を発表し、2月22日より全国15ヶ所で実証実験を実施。</p>	<p>・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。</p>	<p>・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。</p>	<p>低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現することは世界最高水準のICTインフラを実現することであり、訪日外国人からの無料公衆無線LANサービスに対するニーズが非常に高いことを踏まえて、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、外国人旅行者にとっても使いやすい通信環境を整備することは低廉かつ高速な世界最高水準のインフラの実現につながることから、指標として設定。</p>
4	<p>情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動の実施箇所数 ＜アウトプット指標＞</p>	年7箇所	26年度	前年と同規模(年7箇所)	29年度	前年と同規模(年7箇所)	前年と同規模(年7箇所)	前年と同規模(年7箇所)	<p>電気通信サービスの健全な発展の観点に加え、IPv6対応が加速している国際動向への対応及び多種多様なデバイス等が接続されるIoT社会の構築に向け、IPv6対応の重要性が高まっており、情報通信システムのIPv6対応に係る普及啓発活動が必要となっていることを踏まえて、同活動の実施回数を測定指標として設定。</p>
地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること	<p>⑤ 固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率 ＜アウトカム指標＞</p>	99.0% (平成27年3月末時点)	26年度	対前年度増	29年度	対前年度増	対前年度増	対前年度増	<p>社会的課題の解決や地方創生に資するICTの利活用の基盤となる超高速ブロードバンドの整備推進により、ICTの恩恵を迅速、公平、十分に実感・享受できる環境を確保することが重要であるため、情報通信審議会答申(平成26年12月)においては、希望する全ての国民がICTを利用できる環境の整備を推進するとされていることを踏まえて、固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率の対前年度増は、地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保の進捗を測定できるため、指標として設定。</p> <p>【参考】 ・約98.7%(平成25年度値) ・約97.5%(平成24年度値) ・約96.5%(平成23年度値)</p>

	<p>6 特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>26年度</p> <p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>29年度</p> <p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施し、広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意を得る等、同法の規定の遵守を求めた。</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>我が国の電気通信事業者が受信した電子メールのうち、迷惑メールの占める割合は6割前後で推移している現状を踏まえて、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについての収集・分析及び同法に基づく事業者への指導等を行うことは、電子メールの送受信上の支障を防止し、電気通信サービスである電子メールを安心・安全に利用できる環境の実現に資するため、指標として設定。</p> <p>【参考】 (平成27年度) 行政指導(警告メール) 約3,300通 報告徴収 約20件 行政処分(措置命令) 7件</p> <p>(平成26年度) 行政指導(警告メール) 約3,600通 報告徴収 約30件 行政処分(措置命令) 7件</p> <p>(平成25年度) 行政指導(警告メール) 約4,000通 報告徴収 約30件 行政処分(措置命令) 7件</p> <p>(平成24年度) 行政指導(警告メール) 約5,500通 報告徴収 約50件 行政処分(措置命令) 8件</p>
<p>電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること</p>	<p>電気通信サービスを安心・安全に利用する環境を実現するための取組 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から課題を抽出・分析し、政策の見直し等を実施。 ・特に、スマートフォン等の利用に関する課題について研究会で検討し、提言として「スマートフォン安心安全強化戦略」を平成25年9月に公表。 ・本提言を踏まえ、平成26年2月、新たに研究会を立上げ、ICTの安心・安全な利用環境を整備するための検討を開始。</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。 ・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成27年5月公布)の施行に向け、電気通信サービスの利用者保護のための制度整備を行う。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。</p>	<p>電気通信サービスに係る苦情・相談件数が増加、高止まりの現状にあることを踏まえると、電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組は、電気通信サービスの利用者が安心・安全に利用する環境の実現に重要であると考えられるため、指標として設定。</p>	<p>【参考(各年度の相談件数)】 平成27年度:(平成28年9月頃公表予定) 平成26年度:6,952件 平成25年度:7,012件 平成24年度:6,811件 平成23年度:7,873件</p>



	⑦	<p>・電気通信サービスにおける消費者保護について、書面の交付・初期契約解除制度の導入、不実告知・勧誘継続行為の禁止等、代理店に対する指導等の措置を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。</p> <p>・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に活用される環境を整備。</p>	26年度		29年度	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応し、相談内容等から抽出・分析した課題等を踏まえ、総務省の研究会において、期間拘束・自動更新付契約の在り方について検討を行い、「方向性」を公表(2015年7月)。</p> <p>・電気通信サービスの利用者保護のため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)」の施行に伴い必要となる規定の整備等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成28年政令第40号)」を平成28年2月3日に、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第30号)」等を平成28年3月29日に公布した。</p> <p>・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシー等を適切に保護しつつ、適正に活用される環境の整備に資するため、スマートフォンアプリケーションのプライバシーポリシー掲載状況調査を実施。また、「スマートフォンプライバシーガイド」の改訂を行う等の普及啓発に関する取組みを実施。</p>	—	—	
	8	<p>大規模な異常トラヒック遮断の仕組みを確立するための実証結果を活用する延べ事業者数&lt;アウトプット指標&gt;</p>	26年度	実証の結果を活用する延べ事業者数10者	29年度	<p>大規模な異常トラヒック遮断の仕組みを確立するための実証を実施。</p> <p>トラヒック制御に用いる要素技術を組み合わせさせたユースケース検証等の実施により、当該技術の異常トラヒック自動遮断に対する有効性を確認。</p>	実証の結果を活用する延べ事業者数8者	実証の結果を活用する延べ事業者数10者	<p>昨今、広範囲で回線が輻輳するような異常トラヒックの発生が顕著になっているところ、大規模な異常トラヒックが発生した際には、当該トラヒックが遮断されるまで長時間を要し、対処されるまでの間、利用者が安定的にネットワークを利用することが困難になっている現状にあることを踏まえて、大規模な異常トラヒック遮断の仕組みを確立するための実証を実施し、自動遮断を行うための基準を策定するもの。</p> <p>本基準を活用する事業者が増加することは、大規模な異常トラヒックの発生によるネットワークへの支障を最小限に抑え、電気通信サービスの安心・安全な利用環境の実現に資するため、指標として設定。</p>

9	電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の検討の実施 ＜アウトプット指標＞	・電気通信事故対策について、事故防止に係る措置の内容の充実（管理規程の実効性確保等）や、対象の見直し（通信回線を持たない事業者のうち、大規模な利用者に有料サービスを提供する者）を内容とする電気通信事業法を改正（平成26年6月公布）。 ・上記改正を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」について、新たに対象となる事業者への対策の追加など、全面的な見直しを実施し、公表（平成27年4月）。	26年度	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。	29年度	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。  平成27年4月に「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」について、有料・一定規模以上の回線非設置事業者に対する項目追加等の改正を実施。	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。	電気通信事故が大規模化・長時間化・多様化が進展している現状にあることを踏まえて、事業者の自主的な取組による対策を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備することは、電気通信ネットワークの安全・信頼性向上に資するため、指標として設定。
	10	市場調査を行う端末機器の台数 ＜アウトプット指標＞	44台	26年度	30台	29年度	30台	30台	30台	市場に流通する通信機器の中には、技術基準に適合しない機器が確認されており、当該機器による混信被害、機能要件を満たさないことによる利用者への不測の被害が危惧されている現状を踏まえて、市場調査を行う端末機器の台数及びMRA国際研修会（我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会）の参加者数は、電気通信機器の技術基準の適合性を確保することに資するため、指標として設定。 なお、「市場調査を行う特定無線設備等の台数」の平成27年度以降の目標値は、平成26年度実績値を元に技術基準の適合性を効率的に調査する方法（対象設備、測定項目）を再考し、設定。
	11	MRA国際研修会の参加者数 ＜アウトプット指標＞ ※MRA (Mutual Recognition Agreement)：相手国向けの機器の認証（機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認）を自国で実施することを可能とする二国間の協定	208人	26年度	145人	29年度	145人	145人	145人	測定指標10は、「市場調査を行う特定無線設備等の台数」としていたが、これは特定無線設備及び端末機器の台数の合計であり、基準値は特定無線設備39台、端末機器44台、目標値は各年度、特定無線設備30台、端末機器30台をそれぞれ合計して設定していたところ（基準値は83台、目標値は各年度60台。）。 しかし、特定無線設備については電波の質に係る調査を別に行うこととし、政策13「電波利用料財源による電波監視等の実施」に整理することとしたため、「市場調査を行う端末機器の台数」に変更することとした。 したがって、端末機器としての目標値（30台）に変更はない。  なお、政策13「電波利用料財源による電波監視等の実施」においては、電波法に定める電波利用料財源の用途に沿って測定指標を設定しており、電波の質に係る調査を含む電波監視業務は、測定指標1「重要無線通信妨害への措置率」で測定されるため、測定指標の修正は行わないこととする。  【参考】 （平成25年度値） ・市場調査機器台数：45台 ・MRA国際研修会参加者数：159人  （平成24年度値） ・市場調査機器台数：45台 ・MRA国際研修会参加者数：121人  （平成23年度値） 市場調査機器台数：17台 ・MRA国際研修会参加者数：93人

通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること

12	ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保のための取組 ＜アウトプット指標＞	<p>・従来、電気通信事業法の適用除外とされていたため、ドメイン名の名前解決サービスを提供する電気通信事業については、制度上、信頼性等の確保のための規律が存在していなかった。</p> <p>・ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出（平成27年4月3日）。</p>	26年度	電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。	29年度	<p>・電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。</p> <p>・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」（平成27年5月公布）の施行に向け、ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保のための制度整備を行う。</p>	電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。	電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。	インターネットが民間主導で発展してきた経緯やインターネットが国境を越えたグローバルなものであり、その利用が国民生活や日本経済において重要になっていることを踏まえ、インターネットを利用する上での基盤であるドメイン名の名前解決サービスについて、必要最小限の規律を課すことは、電気通信事業分野の安全・信頼性等の向上に資するため、指標として設定。
13	データセンターの地域分散化・活性化について事業者への周知・啓発活動の年間の実施回数 ＜アウトプット指標＞	年2件	26年度	年2件	29年度	前年と同規模（年2件）	前年と同規模（年2件）	前年と同規模（年2件）	データセンターの地域分散化・活性化の実現のためには、データセンターを運営・管理する事業者やデータセンター利用企業等に周知・啓発を行うことが必要であるという現状を踏まえて、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上に向け、指標として設定。なお、周知・啓発活動10件（H26～30年度の5カ年計）で150者以上に周知・啓発する予定。
						年6件	—	—	

<p>安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること</p>	<p>⑭ 安全運転支援のための通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルの策定 ＜アウトプット指標＞ ※通信プロトコル：通信を行う際の約束事や手順</p>	<p>安全運転支援のための車車間通信について、電波の周波数・出力等の技術基準は策定したが、上のレイヤーの通信プロトコルである通信セキュリティ等については未検証。 (なお、平成25年までの状況を踏まえ、平成26年度より関連事業を実施)</p>	<p>25年度</p>	<p>安全運転支援のための車車間通信に係る通信セキュリティを検証。</p>	<p>27年度</p>	<p>通信セキュリティの高度化機能の検討  ・車車間通信等による安全運転支援システムにおける情報セキュリティ要件等の検討を踏まえ、「700MHz帯安全運転支援システム構築のためのセキュリティガイドライン」(平成27年7月9日)を公表。 ・セキュリティ情報が漏洩した場合においても迅速に対応可能な通信プロトコルを作成。 ・700MHz帯車車間通信等の普及が進んだ場合の相互接続性を担保するため、相互接続試験手順書を策定。</p>		<p>交通事故の減少のため、ITSを利用した安全確保が喫緊の課題となっており、安全運転支援のための車車間通信等の無線通信のセキュリティ等については未検証であり、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルを策定することは、安全な道路交通社会の実現には不可欠なため、指標として設定。 なお、当初想定した成果が27年度までに得られたため、目標年度を平成27年度までに変更した。  【参考】 平成26年度は、通信セキュリティの基本機能の検証を実施。</p>
<p>無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応し、情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること</p>	<p>15 移動通信システム用の周波数帯域幅の確保 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>約500MHz幅(携帯電話等) 約350MHz幅(無線LAN)</p>	<p>22年度</p>	<p>約2700MHz幅(全体)</p>	<p>32年度</p>	<p>国際電気通信連合の2015年世界無線通信会議(WRC-15)における国際周波数調整等を実施し、今後の我が国の新たな移動通信システム用周波数の確保方針を検討する。  WRC-15の結果等を踏まえ、新たな移動通信システム用の周波数確保に向けた無線設備の技術的条件の具体的検討を実施。  ・新たな移動通信システム用周波数の確保を開始。 ・対平成26年度増。</p>	<p>—</p>	<p>スマートフォン等の普及により、移動通信トラフィックは年々増加しており、移動通信用周波数はひっ迫した状況にあるため、携帯電話、BWAや無線LAN等、移動通信システム用の周波数帯域幅の増加を図ることは、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、「新サービス創出等による経済成長」、「利用者利便の増進」、「国際競争力の強化」の視点を総合的に判断等して、周波数確保に向けた取組を指標として設定。  【参考】 携帯電話用約740MHz幅(平成26年度値) 無線LAN用約350MHz幅(平成26年度値)</p>

	<p>⑩ 新たな電波利用システムの実用化 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。</p>	<p>26年度</p>	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。</p>	<p>29年度</p>	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。</p> <p>ワイヤレス電力伝送システム(※)など4件</p> <p>※今後一層の普及が見込まれるモバイル機器や電気自動車等に対し、より迅速かつ容易な給電を可能とするため、無線技術を活用して非接触で電力伝送を行うシステム。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>ICT技術の進展等に伴う通信速度の高速化や高機能化等の電波利用ニーズに応えるため、新たな電波利用システムの実用化を図ることは、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、実用化に必要な制度整備の実施を指標として設定。</p> <p>【参考】 12件(平成26年度値)</p>
<p>17</p>	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度整備 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とするため「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。</p>	<p>26年度</p>	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度整備</p>	<p>27年度</p>	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とするため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)」「平成27年5月公布)の施行に伴い必要となる規定の整備等を内容とする「電波法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第105号)」等を平成27年12月22日に公布。</p>	<p>△</p>	<p>△</p>	<p>増加する訪日観光客等により、海外から持ち込まれる端末も増加しており、これらについて、我が国の技術基準に相当する基準に適合すること等の規律の下で円滑に利用することを可能とすることは、情報通信基盤の利用環境を維持・改善に寄与することから、指標として設定。</p>

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額) <sup>(※3)</sup>			関連する 指標 <sup>(※4)</sup>	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
	26年度	27年度	28年度			
(1) 電気通信事業分野における事業環境の整備のための調査研究 (昭和62年度)	後日記載		108百万円	1,2,3	後日記載	0101
(2) 電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費 (平成6年度)			324百万円	6,7		0102
(3) 電気通信事業分野における安全・信頼性確保のための事務経費 (平成12年度)			33百万円	9,10,11		0103
(4) 情報通信利用環境整備推進事業 (平成23年度)			—	5		0104
(5) 電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方) (平成22年度)			9百万円	6,7		0105
(6) 次世代ITSの確立に向けた通信技術の実証 (平成26年度)			—	14		0106
(7) 無料公衆無線LANの利用開始手続き等の簡素化・一元化に係る実証実験 (平成27年度)			—	3		0107
(8) パーソナルデータ利活用のための安全確保技術の実証 (平成27年度)			25百万円	7		0108
(9) 異常トラヒックの自動遮断実現のための検証 (平成27年度)			15百万円	8		0109
(10) 離島向け海底光ファイバ整備 (平成27年度)			—	5		0110
(11) 情報通信基盤整備推進事業 (平成28年度)			—	—		400百万円
(12) 沖縄北部連携促進特別振興事業費(内閣府からの移替え) (平成24年度)	後日記載	—	—	5	北部地域の自立的発展を図り、産業振興、定住条件の整備や地域住民の生活利便性向上をに資する振興事業を北部地域の連携を促進しつつ実施する。 事業主体は北部12市町村等で、補助率は8/10。	後日記載
(13) 電気通信事業法 (昭和59年)	—	—	—	1,2,3,7,9,11	電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進する。	
(14) 有線電気通信法 (昭和28年)	—	—	—	9	有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによつて、公共の福祉の増進に寄与する。	
(15) 日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和59年)	—	—	—	2	1 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ると並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。 2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)は、地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする。	

(16)	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (平成14年)	—	—	—	6	一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与する。
(17)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 (平成17年)	—	—	—	7	携帯音声通信事業者による携帯音声通信役務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備等の譲渡等に関する措置等を定めることにより、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図る。
(18)	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律 (平成13年)	—	—	—	10,11	相互承認協定の適確な実施を確保するため、国外適合性評価事業の実施に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の特例を定める等の措置を講じ、もって特定機器に係る製造、輸出入、販売その他の事業活動の円滑化に資する。
(19)	電波法 (昭和25年)	—	—	—	15	電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、周波数割当て等を実施。
(20)	データセンター地域分散化促進税制（法人税） (平成25年度)	—	—	—	13	電気通信事業者が対象設備（サーバー、ルーター又はスイッチ、無停電電源装置(UPS)及び非常用発電機）を取得した場合における取得価額の10%の特別償却。
(21)	固定系電気通信事業者に係る事業所税の特例措置（事業所税） (平成22年度)	—	—	—	2	固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税。

政策の予算額・執行額	後日記載	政策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（抜粋）
			後日記載		

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績（値）」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績（値）の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

# モニタリング

## 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

平成28年5月23日(月) 時点

(総務省28-13)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策13:電波利用料財源による電波監視等の実施					担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 他6課室			作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長 田沼 知行	
	政策の概要	電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)を実施し、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」を実現する。					分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)				
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	近年、有限希少な国民共有の資源である電波の更なる有効利用を図ることが益々重要となっていることを踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進することに資するため、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進し、電波の適正な利用を確保する。					政策評価実施予定時期		平成29年8月				
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠					
				基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>						
				26年度	27年度	28年度						
不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	① 重要無線通信妨害への措置率 <アウトプット指標>	100%	25年度	100%	28年度	100%	100%	100%	電波利用分野が拡大する中で、電波の適正利用や電波利用環境維持が必要であるという現状を踏まえ、電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる航空・海上無線、消防無線、携帯電話など重要無線通信への妨害を防止することは電波監視業務において根幹であるため、重要無線通信妨害への措置率を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 100% 平成23年度実績 100%			
	② 総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。) <アウトプット指標>	99%	25年度	無線局数の増加に影響されることなく99%以上確保	28年度	99.9%	99.9% (3月時点暫定値) 【平成28年6月確定予定】	—	無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監理システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定。 また、国民のオンライン利用及びユーザビリティのさらなる向上を図ることを目的として、電子申請の申請率を併せて指標として設定。 【参考】 総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。) 平成24年度実績 99%以上 平成23年度実績 99%以上 無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 平成24年度実績 65% 平成23年度実績 57%			
	3 無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 <アウトプット指標>	70%	25年度	73%以上 (26年度～28年度の平均)	28年度	75.5%	77.9% (3月時点暫定値) 【平成28年6月確定予定】	—	73%以上(3カ年平均)			
	4 電波が人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点 <アウトプット指標>	8.0 (最大10.0)	25年度	7.5以上 (最大10.0)	28年度	8.0	(平成28年6月上旬公表予定)	—	電波の利用形態の多様化が進む中、電波が人体等に与える影響を科学的に解明する必要があるという現状を踏まえ、研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 7.7 平成23年度実績 7.9			
	5 標準周波数の精度(周波数標準値に対する偏差) <アウトプット指標>	$1.0 \times 10^{-13}$ (10兆分の1)以内	25年度	$1.0 \times 10^{-12}$ (1兆分の1)以内	28年度	$1.0 \times 10^{-12}$ (1兆分の1)以内	$1.0 \times 10^{-12}$ (1兆分の1)以内	$1.0 \times 10^{-12}$ (1兆分の1)以内	良好な電波利用環境の整備・維持を図ることを目的として、平成11年郵政省告示第382号に規定されている標準周波数の精度を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 10兆分の1以内 平成23年度実績 10兆分の1以内 ※標準周波数とは無線局が発射する電波の基準となる正確な周波数である。			



6	電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会の開催回数 ＜アウトプット指標＞	各地方局で1回以上かつ全国で15回開催	25年度	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上開催	28年度	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波による健康への影響について国民の関心が高まっているという現状を踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波の安全性に関する国民のリテラシー向上を図るため、説明会の開催回数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 1回以上かつ全国で21回 平成23年度実績 1回以上かつ全国で22回	
	7	電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数 ＜アウトプット指標＞	3,312件	25年度	3,000件以上	28年度	3,000件以上	3,000件以上	3,000件以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保について国民の関心が高まっているという現状を踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用の確保を図るため、周知啓発活動の実施件数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 3,137件 平成23年度実績 2,810件
						3,852件	3,993件	—		
8	安全な無線LANの利用及び設置に関する、無線LAN設置者等のシステム担当者等を対象とした説明会等の実施回数及び参加人数 ＜アウトプット指標＞	5回 500名	25年度	5回以上 500名以上	28年度	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	無線LANの安全な利用及び設置に関する国民の関心が高まっているという現状を踏まえ、国民のリテラシーを高めることにより、電波の有効利用の促進を図るため、安全な無線LANの利用及び設置に関する、無線LAN設置者等のシステム担当者等を対象とした説明会等の実施回数及び参加人数を指標として設定。	
					6回 547名	5回 426名	—			
⑨	電波有効利用技術の研究開発等における、外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	課題設定型： 4.1(最大5.0) 課題提案型： —(最大30.0)	25年度	課題設定型： 3.5以上 (最大5.0) 課題提案型： 18.0以上 (最大30.0)	28年度	課題設定型： 3.5以上 課題提案型： 18.0以上	課題設定型： 3.5以上 課題提案型： 18.0以上	課題設定型： 3.5以上 課題提案型： 18.0以上	通信量増大に伴う周波数需要の拡大に対応するため、電波を有効に利用する技術について研究開発等を行うと共に、その技術の早期導入を図る必要がある。このような現状を踏まえ、電波有効利用技術の研究開発等において、研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 なお、集計ミスがあったため、基準(値)の課題設定型及び26年度実績(値)の課題提案型の数値を訂正している。  【参考】 課題設定型 平成24年度実績 4.1 平成23年度実績 4.2 課題提案型については、平成26年度以降に評価実施	
					課題設定型： 3.9 課題提案型： 20.9	課題設定型：x.x 課題提案型：x.x (平成28年6月頃評価実施予定)	—			
10	パーソナル無線の廃止局数 (特定周波数終了対策業務によるもの及び当該業務によらないものの合計) ＜アウトプット指標＞	1,363局	25年度	パーソナル無線の廃止	27年度	1,600局	1,600局	電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、パーソナル無線の割当期限を平成27年11月30日と設定した。特定周波数終了対策業務の活用によるパーソナル無線の廃止を推進し、当該帯域を周波数が逼迫している他の無線システムへ速やかに移行するため、廃止局数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 1,211局 平成23年度実績 918局		
					905局	937局				
11	消防・救急無線のデジタル化を実施した市町村数(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。)の割合 ＜アウトプット指標＞	72.6%	25年度	100%	28年度	—	—	100%	拡大する電波利用に迅速・適切に対応するため、アナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化を促進し、周波数の一層の有効利用を図る必要がある。このような現状を踏まえ、消防・救急無線のデジタル化による周波数移行の期限が平成28年5月末であることを踏まえ、市町村が整備するアナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化の進捗度を評価の指標として設定。	
					97.6%	●% (平成28年6月上旬公表予定)	—			
12	市町村防災行政無線のデジタル化を実施した市町村数の割合 ＜アウトプット指標＞	43.7%	25年度	50%以上	28年度	—	—	50%以上	【参考】 平成24年度実績 消防・救急無線：40.6% 市町村防災行政無線：37.6% 平成23年度実績 消防・救急無線：11.6% 市町村防災行政無線：30.3%	
					48.9%	●% (平成28年6月上旬公表予定)	—			

電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること

13	携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口（整備要望がない地域の人口を除く。） ＜アウトカム指標＞	3.4万人	25年度	1.7万人	28年度	—	—	1.7万人	<p>携帯電話が国民に広く普及している中、未だに携帯電話を利用できない地域が山間部等を中心に残っており、電波から享受できる便益に格差が存在している状況を踏まえ、平成25年度に開催した「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」において、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口（整備要望がない地域の人口を除く。）を指標として設定（平成26年度から平成28年度までの間に半減し、1.7万人まで解消する。）。</p> <p>【参考】平成25年度に開催した「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」において、それまでの測定指標である「携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口」を「同人口から整備要望がない地域の人口を除く人口」に変更したため、過去の実績と比較することができない。</p> <p>平成24年度実績 6.0万人（エリア化を希望しない居住人口を含む） 平成23年度実績 8.1万人（エリア化を希望しない居住人口を含む） ※平成25年度から「エリア化を希望する居住人口」を指標に設定。</p>
						0.8万人	●万人 (平成28年9月頃公表予定)	—	
14	地上デジタル放送の難視対策世帯数 ＜アウトカム指標＞	1.3万世帯	25年度	0世帯 (難視解消後の世帯数)	26年度	0世帯 (難視解消後の世帯数)	/	/	<p>電波の有効利用を促進するため、地上デジタル放送への完全移行（地上アナログ放送の終了）を実現するための必要な施策を実施する必要がある。このような現状を踏まえ、地上デジタル放送への移行に伴い、暫定衛星対策となった世帯については、地上系による恒久対策を暫定衛星対策が終了する平成26年度末までに行う必要があったため、難視対策世帯数を指標として設定。</p> <p>【参考】 平成24年度実績 8.0万世帯 平成23年度実績 16.1万世帯</p>
						0世帯 (ただし7世帯については、4月中に工事完了。)			
15	AM放送局（親局）に係る難聴対策としてのFM中継局整備率 ＜アウトプット指標＞	0%	25年度	100%	30年度	5%以上	30%以上	60%以上	<p>国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保する必要がある。このような現状を踏まえ、平成26年度から5年程度を目標として、AM放送等において生じている難聴（都市型難聴、地理的・地形的難聴、外国波混信による難聴）を解消するためのFM中継局の整備を進めていくこととしており、AM放送局（親局）に係る難聴対策としてのFM中継局の整備率を指標として設定。</p> <p>【参考】 平成26年度開始事業</p>
						9%	40%	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) <sup>(※3)</sup>			関連する 指標 <sup>(※4)</sup>	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	電波の監視等に必要経費 (平成5年度)	後日記載		6,299百万円	1	後日記載	0111
(2)	総合無線局監視システムの構築と運用 (平成5年度)			7,576百万円	2,3		0112
(3)	電波の安全性に関する調査及び評価技術 (平成9年度)			646百万円	4		0113
(4)	電波再配分対策 (平成23年度)			—	10		0114
(5)	無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業) (平成25年度)			1,191百万円	11,12		0115
(6)	無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業) (平成17年度)			1,264百万円	13		0116
(7)	無線システム普及支援事業(地上デジタル放送への円滑な移行 のための環境整備・支援) (平成20年度)			28,426百万円	14		0117
(8)	電波遮へい対策事業(トンネル) (平成11年度)			3,009百万円	13		0118
(9)	周波数の使用等に関するリテラシーの向上 (平成21年度)			123百万円	6,7,8		0119
(10)	電波資源拡大のための研究開発等 (平成8年度)			11,923百万円	9		0120
(11)	標準電波による無線局への高精度周波数の提供 (平成11年度)			430百万円	5		0121
(12)	無線システム普及支援事業(民放ラジオ難聴解消支援事業) (平成26年度)			1,006百万円	15		0122
(13)	電波法 (昭和25年度)	—	—	—	1~15	電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、電波監視等電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的とし て行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。	
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称 年月日 関係部分(抜粋)	後日記載

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のカッコ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

# モニタリング

## 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

平成28年5月23日(月) 時点

(総務省28-14)

政策(※1)名	政策14:ICT分野における国際戦略の推進		担当部局課室名	情報通信国際戦略局 国際政策課 他5課室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 国際政策課長 新井 孝雄		
	政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、トップセールスによる官民ミッション団の派遣、国内外におけるセミナーの実施、要人の招へい等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献する。			分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	国際協調と国際展開は、ICT分野における我が国の国際競争力強化を図る上で重要である。我が国の経済成長の促進と国際社会への貢献に資するため、二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、国内外におけるセミナーの実施、官民ミッション団の派遣、要人の招へい、モデルシステムの構築等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、ICTによる各国の課題解決を図る。				政策評価実施予定時期	平成30年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)(※2)			
					27年度	28年度	29年度	
二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に貢献すること	① 二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施回数 <アウトプット指標>	38回 (22年度～26年度の平均)	26年度	38回程度 29年度	38回程度	38回程度	38回程度	円滑な情報流通等のための国際的な政策協調や我が国ICT企業の海外展開のための環境整備を図ることは、我が国のICT分野における国際競争力強化やプレゼンス向上を図る上で重要である。二国間の協議や国際機関等の会議への参画・意見交換を実施することにより、我が国ICTシステムを活用した課題解決手法の紹介や諸外国と政策的協調を図ることが可能となり、その結果、円滑な情報流通や我が国ICT企業の海外展開のための環境整備に資することとなるため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成26年度:45回 平成25年度:42回 平成24年度:43回 平成23年度:35回 平成22年度:26回
	② ICT分野に関する協力強化について合意した途上国との案件数 <アウトプット指標>	27件 (政務レベル13件) (22年度～26年度の平均)	26年度	27件程度 (政務レベル13件程度) 29年度	27件程度 (政務レベル13件程度)	27件程度 (政務レベル13件程度)	27件程度 (政務レベル13件程度)	我が国ICTシステムに係るノウハウや知見の諸外国への移転は、我が国のICT分野における国際競争力強化やICT企業の海外展開を推進する上で重要である。 ICT分野における協力強化等を目的とした、途上国との二国間協定や覚書の締結等により、我が国ICTシステムを活用した課題解決手法を紹介し、先方に導入を促すことは、ICT分野における諸外国、とりわけインフラ需要の増加が続く途上国との協力関係を構築・強化し、我が国ICT企業の海外展開のための環境整備に資することとなるため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成26年度:22件(政務レベル11件) 平成25年度:29件(政務レベル20件) 平成24年度:21件(政務レベル12件) 平成23年度:38件(政務レベル11件) 平成22年度:27件(政務レベル13件)
国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、官民ミッション団派遣等の実施回数 <アウトプット指標>	③	11回 (セミナー等) 5回 (ミッション団) (22年度～26年度の平均)	26年度	12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団) 29年度	12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団)	12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団)	新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、急速な都市化と経済成長により、今後も更なる市場の拡大が見込まれている。このため、我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、世界のインフラ需要を積極的に取り込むことにより、我が国の力強い経済成長につなげていくことが喫緊の課題となっている。こうした現状を踏まえ、国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、官民ミッション団派遣等の実施により、その実施国に対して官民一体となって我が国が強みを有する質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性について理解の促進を図り、我が国ICT企業の国際展開・案件受注の支援や各国の課題解決への貢献に資するため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成26年度:セミナー19回、ミッション団5回 平成25年度:セミナー18回、ミッション団4回 平成24年度:セミナー5回、ミッション団3回 平成23年度:セミナー9回、ミッション団6回 平成22年度:セミナー7回、ミッション団5回	
					17回 (セミナー等) 3回 (ミッション団)	—	—	

諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献すること

4	ICT海外展開の推進の実施回数(モデルシステム(地デジ、ICT防災システム等)の構築・運営等) ＜アウトプット指標＞	8回程度 (22年度～26年度の平均)	26年度	8回程度	32年度	8回程度	8回程度	8回程度	<p>インフラシステムの海外展開・案件受注のためには、相手国の実情を十分に踏まえ、様々な課題を複合的に解決できるソリューション提案を行い、我が国提案のコンセプトや技術的優位性・信頼性について理解を深めることが重要となる。このため、案件の構想段階から参画するための実証事業やモデルシステムの構築・運営等の充実・強化が課題となっている。こうした状況を踏まえて、モデルシステムの構築・運営により、各国の政府・事業者等に対して我が国が強みを有する質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性について理解の促進を図り、我が国ICT企業の国際展開・案件受注の支援や各国の課題解決への貢献に資するため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成26年度: 9回 平成25年度: 8回 平成24年度: 6回 平成23年度: 7回 平成22年度: 12回</p>
5	ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みの整備 ＜アウトプット指標＞	<p>・我が国のICT国際競争力の強化及び国際展開に関する方策等を検討し、ICTによる経済成長と国際社会への貢献を実現するため、平成25年12月より、「ICT国際競争力強化・国際展開に関する懇談会」を開催。</p> <p>・上記懇談会における議論を踏まえ、同懇談会の提言として、国際展開に資する資金供給等の仕組みの整備を含む「ICT国際競争力強化・国際展開イニシアティブ」がとりまとめられ、平成26年6月に公表。</p> <p>・上記提言を受け、海外において電気通信事業、放送事業若しくは郵便事業又はこれらの関連事業を行う者に対して資金供給等の支援を行うことを目的とする機構の設立、業務の範囲等について定める「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案」を国会へ提出(平成27年3月3日)。</p>	26年度	ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みとして、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を設立。	27年度	<p>「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」(平成27年6月公布)施行のための政省令制定等を行うとともに、平成27年秋頃を目途に、ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みとして、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を設立。</p> <p>「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」施行のための政省令を平成27年8月に公布。また、機構が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準(「支援基準」)を同年11月に告示。 平成27年11月25日に「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を設立。</p>			<p>株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構は、これまで日本企業が行ってきた製品やインフラの売り切りでは価格競争で中国・韓国の企業に対抗できない現状を踏まえて、相手国内のインフラ整備のみならず、併せてその運営及び維持管理、ICTサービスや放送コンテンツの提供等をパッケージで展開することを促進する観点からICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みとして設立するものであり、同機構による出資や事業参画・運営支援等の支援は、我が国ICT企業の国際展開や各国の課題解決への貢献に資するため、同機構の設立を指標として設定。</p>



達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) <sup>(※3)</sup>			関連する 指標 <sup>(※4)</sup>	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号						
		26年度	27年度	28年度									
(1)	国際会議への対応 (平成17年度)	後日記載		184百万円	1.2	後日記載	0123						
(2)	国際電気通信連合(ITU)分担金・拠出金 (昭和24年度)			787百万円	1		0124						
(3)	経済協力開発機構(OECD)への拠出 (平成13年度)			40百万円	1		0125						
(4)	アジア・太平洋電気通信共同体(APT)分担金・拠出金 (昭和54年度)			200百万円	1		0126						
(5)	ICT発展に向けた日ASEAN共同調査・研究事業 (平成21年度)			20百万円	2		0127						
(6)	国際情報収集・分析、戦略的な国際情報発信等の実施 (平成11年度)			92百万円	1.4		0128						
(7)	ICT国際競争力強化パッケージ支援事業 (平成27年度)			772百万円	3.4		0129						
(8)	G7情報通信大臣会合開催経費 (平成28年度)	—	—	137百万円	1		新28-0014						
(9)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法 (平成27年度)	—	—	—	5.6		我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行う枠組み(支援機構の設立、業務の範囲等)を定める。						
(10)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構への出資(財政投 融資)等 (平成27年度)	—	産投出資: 20,000百万円 政府保証: 7,000百万円	産投出資: 20,000百万円 政府保証: 36,100百万円	5.6		株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等を支援するために必要となる産投出資金及び政府保証枠を確保する。						
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">後日記載</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	後日記載			
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)											
後日記載													

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

# モニタリング

## 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

平成28年5月23日(月) 時点  
(総務省28-16)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策16: 一般戦災死没者追悼等の事業の推進		担当部局課室名		大臣官房総務課管理室			作成責任者名	大臣官房総務課管理室長 河合 暁
政策の概要	一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施すること							分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	先の大戦における空襲等により多くの方が亡くなられたことに鑑み、一般戦災死没者に対して追悼の意を表すため、一般戦災死没者の慰霊事業を確実に実施するとともに、強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針(平成23年8月閣議決定)等を踏まえ、旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及びこれにあわせて所蔵資料を展示し、当該労苦について国民の理解を深める機会を提供すること等を推進する。							政策評価実施予定時期	平成29年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>				
			26年度	27年度	28年度				
一般戦災死没者に対して追悼の意を表すため、一般戦災死没者の慰霊事業を確実に実施すること	① 戦災に関する展示会の来場者数 <アウトプット指標>	1,222名 (20~25年度実績から推計)	25年度	1,200名	26年度	1,200名			<p>戦災に関する展示会への来場は、一般戦災死没者の追悼に関する国民の理解を深めることにつながることから、指標として設定(平成20~25年度の実績から推計した26年度の来場者数を基準として目標値を設定)。</p> <p>【参考:過去の来場者数】 平成20年度:1,084名 平成21年度:1,013名 平成22年度:1,197名 平成23年度:1,271名 平成24年度:3,117名 平成25年度:1,102名 ※24年度は、開催地を舞台とした戦災を取り上げた映画の公開により、戦災に関する興味・関心が高まっていたこともあり、前年度比約2.5倍という実績を示したため、推計から除外。 ※戦災に関する展示会は、平成26年度をもって戦災遺族会のある戦災都市を一巡し、一定の成果を挙げることとなるため、当該年度をもって終了。 ※26年度は、広報活動の強化(行政評価事務所への協力依頼等)に伴い、目標値を大きく上回る実績を計上。</p>
	② 一般戦災死没者の慰霊事業の実施 <アウトプット指標>	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	26年度	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	28年度		一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	<p>先の大戦における空襲等により多くの方が亡くなられたことに鑑み、一般戦災死没者の慰霊事業(全国戦没者追悼式に参列する一般戦災死没者遺族代表の旅費支給等)の確実な実施は、一般戦災死没者に対して追悼の意を表すためのものであることから、指標として設定。</p> <p>【参考:過去の一般戦災死没者遺族代表の国費参列者数】 平成23年度:219名 平成24年度:204名 平成25年度:189名 平成26年度:195名 平成27年度:208名 ※上記国費参列者数は、都道府県等の推薦によるものである。</p>



旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及びこれに併せて所蔵資料を展示し、当該労苦について国民の理解を深める機会を提供すること	③	所蔵資料の総合的な目録の作成 ＜アウトプット指標＞	所蔵資料の保管・展示	25年度	所蔵資料の総合的な目録の完成	28年度	所蔵資料の総合的な目録の作成に向けた方針の策定	平成26年度に策定した方針を踏まえ、所蔵資料の総合的な目録に掲載する項目を決定	所蔵資料の総合的な目録の完成	旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から関係者の労苦に関する貴重な所蔵資料を承継したことに鑑み、当該資料の総合的な目録の作成は、当該資料を後の世代に確実に引き継いでいくことにつながることから、指標として設定。 ※平成26年度に策定した方針を踏まえ、更に有識者にヒアリングを行い、目録に掲載する項目については、平成27年度に決定することとしたことから、同年度の目標を新たに設定したものである。
							所蔵資料の総合的な目録の作成に向けた方針（平成28年度までの計画）の策定	所蔵資料の総合的な目録に掲載する項目を決定		
	4	平和祈念展示資料館の来館者数 ＜アウトプット指標＞	51,308名	25年度	50,000名以上	28年度	40,000名以上	50,000名以上	50,000名以上	平和祈念展示資料館への来館は、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦について理解を深める機会を提供することにつながることから、近年の来館者数を踏まえ、指標として設定。  【参考：過去の来館者数】 平成23年度：59,302名 平成24年度：54,132名 平成25年度：51,308名 ※平成26年度については、目標40,000名以上に対し、常設展示のリニューアルに伴う閉館期間が予定より短かったことなどから、来館者数は44,147名となったが、平成27年度及び平成28年度については、平成25年度と同様、来館者数の目標を50,000名以上としている。
							44,147名	51,265名	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※3)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業レビュー事業番号	
		26年度	27年度	28年度				
(1)	引揚者特別交付金支給事務費(昭和42年度)	後日記載		4百万円	—	後日記載		0133
(2)	旧日本赤十字社救護看護婦等処遇経費(昭和54年度)			124百万円	—			0134
(3)	不発弾等処理交付金(昭和48年度)			40百万円	—			0135
(4)	一般戦災死没者の慰霊事業経費(昭和52年度)			6百万円	1.2			0136
(5)	一般戦災総合データベース整備経費(平成15年度)			—	—			
(6)	平和祈念展示等経費(平成22年度)			353百万円	3.4			0137
(7)	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年)	—	—	—	引揚者及びその遺族並びに引揚前死亡者の遺族に対する特別交付金の支給に関し必要な事項を規定する。			
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						後日記載		

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

# モニタリング

## 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

平成28年5月23日(月) 時点

(総務省28-17)

政策(※1)名	政策17: 恩給行政の推進			担当部局課室名	政策統括官(恩給担当)付 恩給企画管理官室他2室			作成責任者名	政策統括官(恩給担当)付恩給企画管理官 柿原 謙一郎			
政策の概要	恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。			年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>	27年度			28年度			分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	受給者の平均年齢は90歳を超えており、その御家族も含め高齢化が進んでいる現状を踏まえ、国家のために命を賭して尽くされた旧軍人等とその遺族の方々の生活を支えるとともに、安心して恩給を受給していただくため、受給者等に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。				29年度			29年度			政策評価実施予定時期	平成30年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠					
				基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度				
恩給請求について、未処理案件比率の低下に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	① 年度末における請求未処理案件比率(年度末における残案件数/年間平均処理件数) <アウトプット指標>	0.38か月分 (平成22~26年度の平均値)	平成24~28年度の平均値以下	26年度	29年度	0.36か月分以下 (平成23~27年度の平均値以下)	0.36か月分以下 (平成23~27年度の平均値以下)	平成24~28年度の平均値以下	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、恩給の裁定を迅速に行うことが重要。請求未処理案件比率の低下に努めることにより、迅速な請求処理を担保できると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。 <過去5年間の実績値> 平成23年度:0.41か月分、平成24年度:0.37か月分、平成25年度:0.34か月分、平成26年度:0.33か月分、平成27年度:0.31か月分			
						0.31か月分	—	—				
						15.4%以下 (平成23~27年度の平均値以下)	16.1%以下 (平成23~27年度の平均値以下)	平成24~28年度の平均値以下				
相談対応の充実による恩給相談電話混雑率の低下、相談者の満足度の向上に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	② 恩給相談電話混雑率 <アウトプット指標>	15.4% (平成22~26年度の平均値)	平成24~28年度の平均値以下	26年度	29年度	14.0%	—	—	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給相談に迅速に対応することが重要。恩給相談電話の混雑率の緩和に努めることにより、相談者の待ち時間を減らすことができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。 <過去5年間の実績値> 平成23年度:13.6%、平成24年度:16.3%、平成25年度:15.8%、平成26年度:20.6%、平成27年度:14.0% (参考)恩給受給者数(予算人員) 平成23年度:770千人、平成24年度:698千人、平成25年度:630千人、平成26年度:568千人、平成27年度:508千人、平成28年度:447千人			
						98.8%以上 (平成23~27年度の平均値以上)	99%以上 (平成23~27年度の平均値以上)	平成24~28年度の平均値以上				
						100.0%	—	—				
3 恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度 <アウトカム指標>	98.8% (平成22~26年度の平均値)	26年度	平成24~28年度の平均値以上	29年度	29年度	98.8%以上	99%以上 (平成23~27年度の平均値以上)	平成24~28年度の平均値以上	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給相談に的確かつ丁寧に対応することが重要。恩給相談のために来庁した方の満足度・納得度は、的確な相談対応に努めることで向上させることができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。 <過去5年間の実績値> 平成23年度:98.7%、平成24年度:99.1%、平成25年度:99.1%、平成26年度:98.4%、平成27年度:100.0% 【計測方法】全来訪者を対象とした記入式アンケート			
						100.0%	—	—				
						—	—	—				
達成手段(開始年度)		予算額(執行額) <sup>(※3)</sup>			関連する指標 <sup>(※4)</sup>	達成手段の概要等			平成28年度行政事業レビュー事業番号			
		26年度	27年度	28年度								
(1)	恩給支給事業(昭和元年度以前)	後日記載			325,749百万円	1~3	後日記載			0138		
(2)	恩給法(大正12年)	—	—	—	—	1~3	恩給の受給対象者、種類、諸手続等について規定するもの。					
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)				
						—	—	—				

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の「かっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

# モニタリング

## 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

平成28年5月23日(月) 時点

(総務省28-19)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策19: 消防防災体制の充実強化				担当部局課室名	消防庁総務課 他13課室等		作成責任者名	消防庁総務課長 山口英樹	
政策の概要	国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。							分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このため、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。							政策評価実施予定時期	平成29年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>					
					27年度	28年度				
緊急消防援助隊の機能を強化すること	① 緊急消防援助隊の登録隊数 <アウトカム指標>	4,984隊 (平成27年4月1日現在)	26年度	6,000隊	30年度	5,100隊以上  5,301隊 (平成28年4月1日現在)	5,400隊以上  —	大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊の充実強化が必要であることを踏まえて、平成26年3月に策定した、消防組織法に基づく「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」において、平成30年度末までに6,000隊規模とされていることから、指標として設定。年度ごとの目標値は、各年における増隊数を平準化して設定。  【参考】 4,694隊(平成26年4月1日現在) 4,594隊(平成25年4月1日現在)		
	2 消防救急無線のデジタル化整備済率 <アウトカム指標>	63.3% (平成27年4月1日現在)	26年度	100%	28年度	100%  100% (平成28年3月31日現在)	100%  —	消防救急無線は、デジタル化することで、①明瞭な音声通話や文字情報を伝送することにより一層的確な指示を発令することができること、②チャンネル数が増加し無線の輻輳・混信が抑制できること、③通信の秘匿性向上により無線内容等の漏洩が防止されることなどのメリットがあることから、大規模災害等が発生した場合の緊急消防援助隊の活動の円滑化に資するものであるため、指標として設定。なお、消防救急無線は電波法に基づく周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)により、平成28年5月末までにデジタル化することとされている。  【参考】 30.9%(平成26年3月31日現在) 14.2%(平成25年3月31日現在)		
消防組織法に基づき広域化が実現した広域化対象市町村の組合せ数(累計値) <アウトカム指標>	③	35ブロック (平成27年3月31日現在)	26年度	実現ブロック数(累計値)の増加	28年度	実現ブロック数(累計値)の増加  40ブロック (平成28年3月31日現在)	—	小規模消防本部の消防力が大規模消防本部に比べて低水準である現状を踏まえて、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることは消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。  【参考】 27ブロック(平成26年3月31日現在) 18ブロック(平成25年3月31日現在)		
	4 耐震性貯水槽の整備数(累計値) <アウトカム指標>	100,085基 (平成26年4月1日現在)	26年度	整備数(累計値)の増加	28年度	整備数(累計値)の増加  107,810基 (平成27年4月1日現在)	—	大規模地震発生時には、地震動による配水管の破損、水道施設の機能喪失等により消火栓の使用不能状態が想定され、消火活動に大きな支障を生ずることが予想される。こうした大規模災害から、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備を促進することが重要であることから、指標として設定。  【参考】 96,457基(平成25年4月1日現在) 94,959基(平成24年4月1日現在)		

常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	5	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の重症以上傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	3.4% (平成25年中)	26年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	28年度	事案の割合の減少 (対前年度減) 3.2%(平成26年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) —	救急搬送において、受入医療機関の選定困難事案が発生している状況を踏まえ、平成21年に厚生労働省と共同で都道府県に実施基準の策定と実施基準に関する協議会の設置の義務付け等を内容とする消防法改正を行った。この改正消防法による実施基準に基づく救急業務の実施等、救急救命体制の充実により、受入医療機関の選定困難事案(例として、受入照会回数4回以上の搬送事案)の割合の低下につながると考えられることから、指標として設定(消防庁では、各都道府県の取組状況や課題の把握、効果的な運用を図っている地域の取組事例等の把握・紹介などにより、上記実施基準のフォローアップに取り組むなど、選定困難事案の解消を図っている。)	
		受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の産科・周産期傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	4.3% (平成25年中)	26年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	28年度	事案の割合の減少 (対前年度減) 3.8%(平成26年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) —		
		受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の小児傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	2.7% (平成25年中)	26年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	28年度	事案の割合の減少 (対前年度減) 2.4%(平成26年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) —		
		受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の救命救急センター搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	3.9% (平成25年中)	26年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	28年度	事案の割合の減少 (対前年度減) 3.6%(平成26年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) —		
	6	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの) ＜アウトカム指標＞	44.9% (平成25年中)	26年度	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	28年度	応急手当実施率の向上 (対前年度増) 47.2%(平成26年中)	応急手当実施率の向上 (対前年度増) —	救急出動要請から救急隊が現場に到着するまでに要する時間は、平均8.6分(平成26年中)であり、この間に、現場に居合わせた人による応急手当が実施されることで大きな救命効果が期待される。救急業務の一環として、応急手当の普及啓発を図り、心肺機能停止傷病者への救急現場近くの住民による応急手当の実施により、救命率の向上が期待できることから指標として設定。  【参考】 44.3%(平成24年中) 43.0%(平成23年中)	
						28年度	年間200人	年間200人		
	7	国際消防救助隊の実戦的訓練参加隊員数 ＜アウトカム指標＞	年間213人	26年度	年間200人	28年度	年間200人	年間200人	国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助隊(JDR)の一員である国際消防救助隊(IRT-JF)の訓練・研修等を推進し、能力強化を図ることは、迅速・効果的に国際救助要請に対応できる体制の整備につながることを踏まえて、全ての国際消防救助隊員(599人)が、3か年を1サイクル(平成26年度～平成28年度)とする訓練・研修等に参加することにより、高いレベルでの救助技術の均一化を図る目標として設定。  【参考】 227人(平成25年中) 188人(平成24年中)	
						28年度	年間221人	—		
	消防団等地域防災力を強化すること	⑧	消防団員数 ＜アウトカム指標＞	864,347人 (平成26年4月1日現在)	26年度	団員数の増加 (対前年度増)	28年度	団員数の増加 (対前年度増) 859,995人 (平成27年4月1日現在)	団員数の増加 (対前年度増) —	消防団は地域における消防防災の中核として、火災時における消火活動を始め多数の要員を必要とする地震等大規模災害時の対応など、幅広い分野で重要な役割を果たしており、地域防災の要である消防団員数の増加が地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定。  【参考】 (平成25年4月1日現在) 消防団員数 868,872人 女性消防団員数 20,785人 学生消防団員数 2,417人 (平成24年4月1日現在) 消防団員数 874,193人 女性消防団員数 20,109人 学生消防団員数 2,335人
							28年度	団員数の増加 (対前年度増) 22,747人 (平成27年4月1日現在)	—	
			女性消防団員数 ＜アウトカム指標＞	21,684人 (平成26年4月1日現在)	26年度	団員数の増加 (対前年度増)	28年度	団員数の増加 (対前年度増) 3,017人 (平成27年4月1日現在)	—	
							28年度	団員数の増加 (対前年度増)	—	
学生消防団員数 ＜アウトカム指標＞			2,725人 (平成26年4月1日現在)	26年度	団員数の増加 (対前年度増)	28年度	—	—		
						28年度	—	—		

	9	自主防災組織の組織活動カバー率 ＜アウトカム指標＞	80.0% (平成26年4月1日現在)	26年度	カバー率の増加 (対前年度増)	28年度	カバー率の増加 (対前年度増)	カバー率の増加 (対前年度増)	特に大規模災害時には、道路、橋りょう等の交通インフラが寸断されることで、常備消防をはじめとする防災関係機関等の災害対応に支障を来す可能性があることを踏まえて、自主防災組織の充実強化など、災害被害軽減のための地域レベルの取組を推進することにより、大規模災害発生に備えた地域防災力の向上につながることから、指標として設定。 ※「活動カバー率」とは、全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合をいう。
							81.0% (平成27年4月1日現在)	—	【参考】 77.9% (平成25年4月1日現在) 77.4% (平成24年4月1日現在)
	10	防災拠点となる公共施設等の耐震化率 ＜アウトカム指標＞	85.4% (平成26年3月31日現在)	26年度	耐震化率の増加 (対前年度増)	28年度	耐震化率の増加 (対前年度増)	耐震化率の増加 (対前年度増)	公共施設は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たすものであり、防災拠点となる公共施設等の耐震化率の増加が、地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定。
							88.3% (平成27年3月31日現在)	—	【参考】 82.6% (平成25年3月31日現在) 79.3% (平成24年3月31日現在)
Jアラートや防災行政無線の整備により緊急情報の伝達体制を強化すること	⑪	Jアラート自動起動機の整備率 ＜アウトカム指標＞	93.6% (平成26年5月現在)	26年度	100%	28年度	100%		武力攻撃等の際に国民が適切な避難を速やかに行うためには、国民に正確な情報を迅速に伝達することが重要であることから、全ての市町村において、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の自動起動機等を整備することで、災害時の国民への情報伝達体制を強化することとなり、消防防災体制の充実強化につながるため、指標として設定。
							99.4% (平成27年5月現在)	—	【参考】 78.1% (平成25年5月現在) 69.9% (平成24年6月現在)
	12	市町村防災行政無線(同報系)の整備率 ＜アウトカム指標＞	80.1% (平成26年3月31日現在)	26年度	整備率の増加 (対前年度増)	28年度	整備率の増加 (対前年度増)	整備率の増加 (対前年度増)	市町村防災行政無線(同報系)は、市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網である。災害時には、一刻も早く住民に警報等の防災情報を伝達し、警戒を呼びかけることが、住民の安全・安心を守る上で極めて重要であるが、まだ未整備の自治体も存在している。市町村防災行政無線(同報系)の整備率の向上は、災害時の住民への情報伝達体制を強化し、消防防災体制の充実強化につながるから、指標として設定。なお、市町村防災行政無線は、各自自治体が整備することから、具体的な数値目標を立てられないため、方向性のみ示したものの。
							81.2% (平成27年3月31日現在)	—	【参考】 78.3% (平成25年3月31日現在) 76.6% (平成24年3月31日現在)
消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保すること	⑬	システムの運用・保守経費の削減額(対平成19年度比)の増加 ＜アウトカム指標＞	44,472千円	26年度	削減額の増加 (対前年度増)	28年度	削減額の増加 (対前年度増)	削減額の増加 (対前年度増)	情報システムの効率的な運用が求められている現状を踏まえて、消防防災業務を支援する業務・システムについて、それぞれのシステムの更新に際し、一元化等を通じ、運用・保守経費の低減・効率化を行うとともに、一元化に併せて必要なシステムに限定して機能強化・高度化を図ることが重要であることから、指標として設定。
							実績値は、9月把握予定	—	【参考】 56,102千円(平成25年度) 65,124千円(平成24年度)
	14	消防庁及び消防庁と地方公共団体が連携して実施した訓練の回数 ＜アウトカム指標＞	61回	26年度	訓練の実施 (基準年度程度)	28年度	訓練の実施 (基準年度程度)	訓練の実施 (基準年度程度)	消防庁の危機管理能力の向上を図るとともに、消防庁と地方公共団体の消防機関が連携した災害対応能力の向上を図る必要があることから、指標として設定。
							62回	—	【参考】 57回(平成25年度) 50回(平成24年度)

火災予防対策を推進すること	15	住宅火災死者数(放火自殺者等を除く。) ＜アウトカム指標＞	1,006人 (平成26年中)	26年度	610人以下	27年度	610人以下	我が国の住宅防火対策は、平成19年に策定された「住宅防火対策のさらなる推進に関する具体的実践方策」に基づき継続的に進めているところであり、住宅防火対策の一層の推進により、住宅火災による死者数の減少が見込まれることから、指標として設定。目標値については、平成19年度消防庁重点施策で、「過去最悪となった住宅火災死者数(1,220人:平成17年)を今後10年間で半減させることを目標とし、既存住宅への住宅用火災警報器の設置の促進、防災品(カーテン、寝具類、衣類等)の使用拡大に向けた取組みを集中的に実施する」とされている。
						実績値は7月末に把握予定		【参考】 997人(平成25年中) 1,016人(平成24年中)
火災予防対策を推進すること	16	住宅用火災警報器の設置率 ＜アウトカム指標＞	79.6% (平成26年6月推計値)	26年度	設置率の増加 (対前年度増)	28年度	設置率の増加 (対前年度増)	平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年6月から義務化され、既存住宅についても平成23年6月までに各市町村の条例に基づき、全国すべて市町村において義務化された。住宅火災による死者は、新築住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務化がスタートした平成18年以降減少傾向にあり、住宅用火災警報器の設置対策をはじめとした住宅防火安全度向上の推進が、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
						81.0% (平成27年6月推計値)	—	【参考】 79.8%(平成25年6月推計値) 77.5%(平成24年6月推計値) ※平成26年度から調査方法等を変更しているため、平成25年度以前の数値と平成26年度以降の数値は連続したものではない。
危険物事故対策を推進すること	17	危険物施設における事故(震度6以上の地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	571件 (平成22年～平成26年の平均)	26年度	件数の減少 (対前回比減)	28年度	件数の減少 (対前回比減)	危険物施設における事故件数は、平成6年頃を境に増加傾向に転じ、平成19年をピークにその後ほぼ横ばいで推移している現状を踏まえて、危険物施設における事故防止対策の推進により、危険物施設における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
						実績値は5月末に把握予定	—	【参考】 556件(平成21年～平成25年の平均) 555件(平成20年～平成24年の平均)
コンビナート災害対策等を推進すること	18	石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故(震度6以上の地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	235件 (平成22年～平成26年の平均)	26年度	件数の減少 (対前回比減)	28年度	件数の減少 (対前回比減)	平成6年以降、事故件数は増加傾向にあり、近年は、200件以上と高止まりしている現状にあることを踏まえて、石油コンビナート等特別防災区域における事故防止対策の推進は、その防災区域のみならず、周辺の事業所や周辺の住民の安心・安全の確保につながり、対策の結果として特別防災区域における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
						実績値は5月末に把握予定	—	【参考】 219件(平成21年～平成25年の平均) 215件(平成20年～平成24年の平均)
消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映すること	19	研究開発事業の実施件数 ＜アウトカム指標＞	19件	26年度	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	28年度	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	消防防災活動や防火安全対策等を実施する上で生じた課題や東日本大震災、集中豪雨、台風等の災害において明らかになった課題を解決するため、災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映するとともに、消防防災の現場等に活用されるよう成果の普及を行うことが重要であることから、指標として設定。
						17件	—	【参考】 22件(平成25年) 25件(平成24年)

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) <sup>(※3)</sup>			関連する 指標 <sup>(※4)</sup>	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	緊急消防援助隊の機能強化(平成16年度)	後日記載		5,827百万円	1,2	後日記載	0144
(2)	常備消防力の強化等地方公共団体における消防防災体制の充実強化(昭和28年度)			2,311百万円	3~7		0145
(3)	消防団等地域防災力の強化(平成20年度)			665百万円	8~10		0146
(4)	Jアラートによる緊急情報の伝達体制の強化(平成21年度)			424百万円	11,12		0147
(5)	消防庁危機管理機能の充実・確保(平成19年度)			999百万円	13,14		0148
(6)	火災予防対策の推進(平成20年度)			76百万円	15,16		0149
(7)	危険物事故防止対策の推進(平成20年度)			71百万円	17		0150
(8)	コンビナート災害対策等の推進(平成20年度)			21百万円	18		0151
(9)	消防防災分野の研究開発に必要な経費(平成23年度)			294百万円	19		0152
(10)	後日記載						
(11)	後日記載						
(12)	消防組織法(昭和22年) 消防法(昭和23年)	-	-	-	1~19	火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資する。	
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称 年月日 関係部分(抜粋)	後日記載

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。